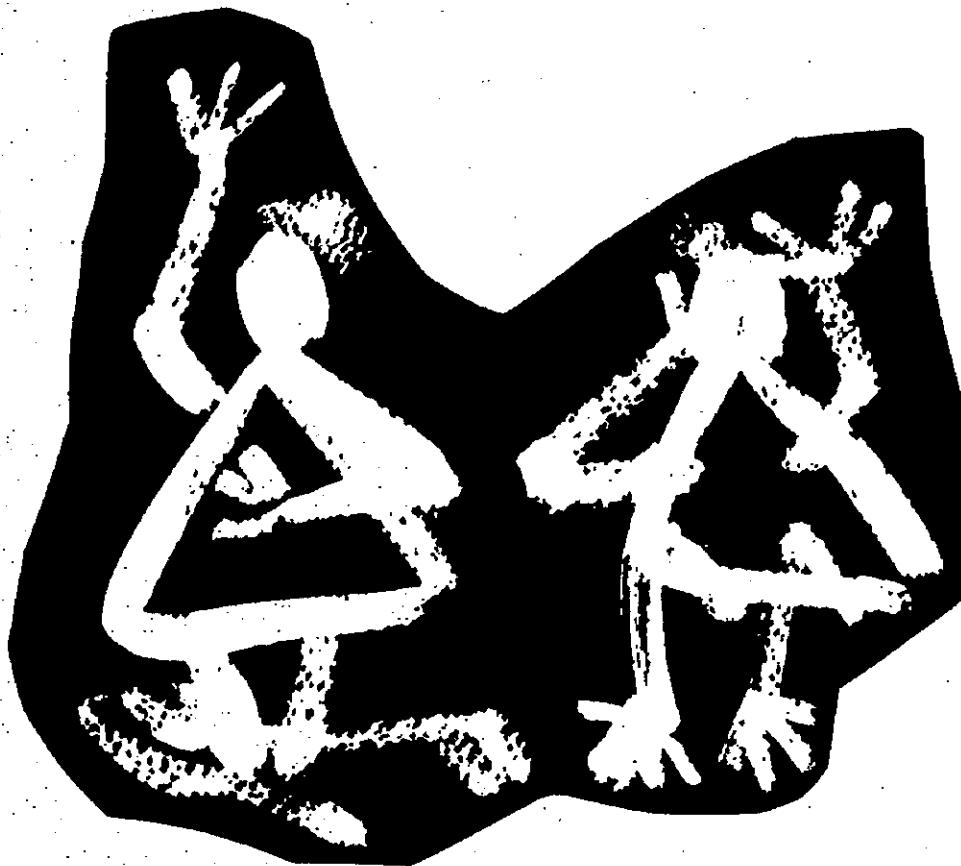




アジア女性基金 市民との対話

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

アジア女性基金「市民との対話」刊行にあたって

財団法人女性のためのアジア平和国民基金は、元従軍慰安婦の方々への償いの事業をはじめ、女性の名称と尊厳にかかわる問題に取り組むために、一九九五年七月一九日に発足しました。

アジア女性基金は発足以来、国民と政府の協力のもとで、被災に各事業に取り組んでまいりました。また、基金の活動を広く国民の皆様理解していただくために、パンフレットの発行、各地で講演会などを開催してまいりました。

基金のこれまでの活動の状況を、いわば中間報告というかたちでみなさまに報告することが必要であると考え、昨年九月一日に東京で、十一月二九日に大阪でそれぞれ、アジア女性基金の事業報告の報告会を開催いたしました。

報告会には、多数の方が出席してください、アジア女性基金の事業に対して、多くの質問や意見などが出され、貴重な議論が行われました。

このような議論の内容を公にすることは、今後の基金の活動にとっても大変有意義であると考え、報告会の内容を一冊のパンフレットにまとめました。

報告会での議論を出来るだけ忠実に再現しておりますので、ぜひ、お読みいただくとともに、さらなるご意見をいただければ幸いです。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

目 次

1	アジア女性基金償い事業 現状とこれから 一九九六年九月二日・東京	3
2	アジア女性基金償い事業 現状とこれから 一九九六年二月二十九日・大阪	67
3	総理の手紙	117
4	理事長の手紙	118

アジア女性基金償還事業 現状とこれから・東京

一九九六年九月二日(水)午後六時五分～九時一五分
スペース・ゼロ

同 会（野中邦子運営審議委員会副委員長）

ただいまから「アジア女性基金償い事業、現状とこれから」と題した集いを始めたいと思います。

「女性のためのアジア平和国民基金」はこの一年間、国民の皆さまに募金を呼びかけてまいりました。それに対して多数の方々が呼びかけに応じて募金をして下さいました。そのなかには「一〇ヵ月悩みました。高見の見物で終わってはならないと思いあえて募金を行うことにしました」という添書を下さった方を初めとして、多くの方々から励ましの添書を頂いております。本場にありがとうございます。基金が充足してから一年になりますが、本日は、去る八月四日にフィリピンでの償い金お届けの開始など、アジア女性基金の現状を説明するとともに、出席の皆さま方からいろいろ参考になるご意見を忌憚なくお聞かせ頂き、私どものこれからの仕事、事業の糧にしたいと思います。

今日は原理事長が都合により欠席でございますの

で、有馬副理事長からあいさつさせて頂きます。

有馬真喜子副理事長

有馬でございます。本日は私どもの「アジア女性基金償い事業、現状とこれから」において下さいましてありがとうございます。

アジア女性基金の事業を始めまして一年と少したちました。去る八月一四日には、当初お約束させて頂きましたとおり、フィリピンにおきまして国民の皆さまからお寄せ頂いた基金から、償いの気持ちを表すお金といたしまして二〇〇万円、そして総理大臣のお詫びの手紙を被害者の方々にお届けいたしました。

アジア女性基金の仕事につきましては、さまざまなお意見があることは十分承知しております。そのなかで私たちがどうしてもしておかなければならないことは、この元「慰安婦」の方々に対して、この酷い女性差別と民族差別の問題に対して、せめて道

義的な責任だけでも果たさなければならないということ。

こうした願いから、皆が集い、そして国民の皆さま方もその気持ちをお寄せ下さり、こうした事業を開始できたと思っております。

先週末現在で四億五八〇〇万円の基金が寄せられております。私どもはこれからこうしたお気持ちを被害者の方々にお届けする仕事を続けてまいりたいと考えております。

今日は現状がどのようになっているかをご報告し、皆さまからもご意見を頂戴しながら、これからの事業の進め方について一緒に考えられたらと思っております。

まず最初に八月・四日にフィリピンでの最初の償い金と総理の手紙をお届けしたときのNHKのニュースをご覧ください。

——NHKニュース・ビデオ上映——

このNHKニュースが伝えているところが、だいたい私たちアジア女性基金の「償い事業」の現状と問題の、非常に大きな部分ではないかと思っております。

私どもアジア女性基金は昨年の七月一九日にスタートいたしました。これは現在の与党三党——自民党、社民党、さきがけが作りしました戦後五〇年のプロジェクトの結論を受けてスタートしたものです。政府と民間との二人三脚という形をここではとりました。与党三党のプロジェクトの結論として出されたもののなかには、政府の立場としては国と国との間の戦後賠償の問題は決着をしている、しかしこの「従軍慰安婦」問題に関しては人道的にあまりにも酷いので、道義的な責任という意味でこういう仕事を始める——という、幾つかの申し合わせのなかの一つがございました。

したがって事務局の経費、運営費につきましては政府が支出をする。そして償いの気持ちを表わすお

金というのは国民の皆さまからの募金ということによってお届けする。それと同時に、国を代表する内閣総理大臣のお詫びの気持ちを表わす手紙と一緒にお届けする。さらに国は個人への補償はできないという立場をとっておりますが、しかし、元「慰安婦」であった方々の医療と福祉に関しては国の予算からお金を出すという、大体そのような合意でスタートいたしました。

アジア女性基金の仕事というのは、大きく分けて二つございます。一つが元「従軍慰安婦」であった方々、この被害者の方々への事業でございます。

もう一つが現代の女性問題に対する事業です。これは現在、女性に対する暴力がなお広範に存在している、日本がそれに関わっていることが少なくありません。「従軍慰安婦」問題と、それから現代の女性に対する、とくにアジアの女性に対する暴力の問題というのは、その根本において同じ根を持っているのではないかとことから、この現代の女

性に対する暴力の問題に、あるいは女性の人権侵害の問題に対処するというのも大きな仕事となっております。

そして元「従軍慰安婦」であった方々に対する仕事のなかには、四つの柱がございます。その一つが、総理大臣の「お詫びの手紙」をお届けすること。二つ目は国民の皆さまからのお気持ちを「償い金」という形でお届けすること。三つ目に政府の予算によって、元「慰安婦」であった方々に対する「医療と福祉の事業」を実施すること。四つ目に「真相究明」。これは「歴史の教訓とする事業」と呼んでおりますけれども、この「慰安婦」問題というのは二体どういうことであつたのかという、事実を説明していく仕事。

元「慰安婦」であつた方々への事業としては、この四本の柱はいずれも同じように大切なことと考え、私どもはこの一年あまりを過ごしてまいりました。

次にフィリピンでの償いの事業について触れさせて頂きます。

フィリピンでは元「慰安婦」であったということ
をフィリピン政府によって認定された四人の方が、
八月二十四日に、総理のお手紙と持さまからの償いの
お金、お一人一〇〇万円とお渡しさせて頂きました。
この日出席された方は三人でございます。もう
お一人は顔を出したくないということでおいでにな
りませんでした。

その他にもフィリピンの政府、司法省が認定作業
をされているのですが——当日、建物の前までおい
でになった方が二人いらっしゃいました。しかしそ
のお二人は、建物の前にマスコミが押しかけている
のを見まして、顔を知られたくない、名前も知られ
たくないということで、中にお入りにならずにお帰
りになりました。その内の一人は、今度はもう少し
落ち着いた状況のもとでおいでになりまして、「慰
安婦」であったという認定をお受けになりました、

というのがいまのフィリピンの現状でございます。

あとお一人、いま認定作業中の方がおいでになり
ます。この方は私もお見舞い申し上げますけれども
も、ベッドに寝たっきりでございます。お話しはで
きません。申し上げたことは分かるのです。だから
領いたりして下さいますけれども、「ワアワア」
というようなことしかお話になれないという状態で
して、そのために認定の作業に必要な資料の整備を
皆でやっているところでございます。

フィリピンでこういうことが可能になりましたの
は、「慰安婦」の方々を支援し、過去五年間にわた
ってこの方々の資料の収集に努めてこられた「リラ・
ビリビーナ」という支援団体が、私たちのアジア女
性基金についての態度を決めたからでございます。

その態度というのは、リラ・ビリビーナが支援し
ている元「慰安婦」の方々の中には、アジア女性基
金の償い金や総理の手紙を、「受け取りたい」とい
う方と、いやあくまで国家補償であるべきで、そう

いうものは「受け取りたくない」という方と、両方の立場の方がおられる。支援団体としてはその両方を支援するのが正しい選択だという結論をおだしになった。その結果、この「リラ・ビリビーナ」とは別に、それと並行して、「アジア女性基金のための委員会」というのをお作りになり、元「慰安婦」の方の中で「受け取りたい」という方を支援していくことにされたのです。

「受け取る」「受け取らない」はあくまで御本人の方々の選択である。そのどちらも支援しましょうというのがリラ・ビリビーナの立場でございます。

ロサ・ヘンソンさんとおっしゃるフィリピンで四年前に初めて「慰安婦」であることを公にされた方——岩波書店から『ある日本軍慰安婦の回想』という本をお出だしになっていらっしゃいますが、この方が「私はもう疲れた。だから受け取りたい」と。

このロサ・ヘンソンさんの立場というのは非常に明確だと思います。国が道義的な責任を認め、総理

大臣が謝る。そして国民が申し訳なかったと募金をする。そういうことだったら自分は受け取りたい。しかしこのロサ・ヘンソンさんは、現在東京地裁に国家による法的な責任と補償を求めて裁判を起こしておられる原告でございます。「この裁判を続ける。続けていいか」とおっしゃいますから、「もちろんです」とお答えしました。

私どもは「これは道義的責任であり、国家による法的責任は法廷で争うという立場は、もちろん両立いたします」と申し上げて、ヘンソンさんは受け取られました。

八月一四日の当日おいでになった三人の方は、皆さん本当に華やかな民族衣装でおいでになりました。この民族衣装はヘンソンさんが三人のものをみんなご自分で手縫いをなさったそうです。そのあたりで売っている安い布を買ってきて、それで晴れの日なんだからということで自分たちで縫って、民族衣装を着ておでくださったのです。

その席でヘンソンさんは感想を聞かれて、「忘れて
ることができるか」と言われたら、自分の身を起こ
ったことは忘れることはできない。しかし、私は日
本を許す。なぜかという、私が日本人を許さなか
ったら神様が私を許さないだろうからだ」というふ
うなお気持ちを言いました。これがヘンソンさん
のお気持ちなのかなあ、というふうなことを感じま
した。こういう方が一五歳のときに連れ去られた
—ということを考えますと、私は同席しておりまし
て、本当にどうしてこんな酷いことをしたのかとい
うことと、その優しさに甘えてはいけない、やっぱ
り戦争というのは酷いものだ、ということを感じ
ました。

司会

どうもありがとうございます。それでは次に高
崎運営審議委員長から、韓国の現状について報告を
させていただきます。

高崎宗司運営審議委員長

高崎宗司です。基金のほうで韓国の担当といふこ
とになっております。

韓国への対話チームは七月三十一日から八月五日に
かけてまいりました。私のほかに中嶋滋委員、野中
邦子委員、和田春樹呼びかけ人と事務局の者で行き
ました。

非公式には、それ以前に二度ほど訪問したことが
あります。今年の一月、二月です。支援団体の「挺
身隊問題対策協議会」、被害者団体の「太
平洋戦争犠牲者連帯会」の方々に面会をお願いした
のですが、そのときは面会を断られました。それで
どういう人に会ってきたかといいますと、政治家、
宗教家、ジャーナリスト、学者、そういう方たちに
お会いして、なぜ私が基金に参加したのか、基金は
これから何をしようとしているのか、というような
ことについてお話をまいりました。

人によって反応はさまざまでした。「日本のよう

な酷い政治状況のもとで、これだけやっているというのは大変いいことだ」と、激励して下さった方もおりましたが、「高崎は何か誤解をしているのではないか。政府の手先になって動くようなことをしないほうがいいんじゃないか」ということをおっしゃる方もいらっしゃいました。それが一月、二月の段階です。

今回、私たちが公式にまいりましたのは、なんといっても被害者団体である太平洋戦争犠牲者遺族会に参加しているハルモニたちが、「話を聞いてやろう」とおっしゃってくれたことが大きなきっかけです。それで私たちは七月の末から八月にかけてまいりまして、何人かの方とお会いしたわけです。

私が直接お会いしたのは一人、私がお会いできなくて他の方が会って下さった方もおります。その内のお一人は一〇人の代表として話を聞きにきたということでした。そのときの反応についてお話ししたいと思います。

まず私がお目にかかったときに「韓国の被害当事者に対するアジア女性基金の事業の開始について」という、一枚の書いたものを「ハンゲルに訳したものです。お渡しして誤解のないようにそれを読み上げまして、なかには被害者の方が声を揃えて一緒に読んで下さった場合もありましたが、ご説明したわけです。

事業には九つの項目があつて、その六番目の事業は①住宅改善②介護サービス③医療・医薬品補助などです。これは皆さまのご事情とお気持ちに沿って具体化されますが、内容に応じて考えれば、基金としては①の住宅改善などは初年度に一挙に実施することになると思います。②と③は今後五年間に実施していくことを予定しています。それから七番目は、韓国の事業について基金としては四億円を超える総額、一人当たり三〇〇万円の規模で実施したいと考えております。具体的に言えば、初年度に住宅改善目的などを中心に二、八万円規模、二年度から五年

度までは介護サービス、医療・医薬品補助で毎年一
八万円規模、というふうな形が考えられます。大体
こういうことをご説明いたしました。

これについて「国民基金からはお金を受け取る気
はない。やはり日本政府が補償という形で出してく
れるものを裁判で勝ち取りたい」と、はっきりおっ
しゃったのはお一人でした。ほかの多くの方は「五
年間自分は生きる自信がない。五年間に少しづつ分
けてその事業をするということではなく、初年度に
一挙に三〇〇万円規模の事業をしてほしい。なか
には「それを現金でいただきたい」と言う方もおら
れました。

それはすぐに「そういたします」と言えるような
お話ではありませんので、私たち要望として聴いて
帰ってきたわけです。

そのほかにもハルモニたちがどういうことをおっ
しゃったかといいますと、「首相の手紙に書かれて
いる『お詫び』という言葉は日本語で一体どうい

意味なんだ」ということです。その時点では首相の
手紙は出ていなかったわけですが、大体お詫びとい
うのは予想されていたものですから、そういう話題
になったわけです。

私は多少韓国語が読める者として、またそういう
ことを歴史的に勉強してきた者として、韓国では
「謝罪」——過ちを謝するですね、罪を謝するでは
なくて、そういうのが日韓公談反対運動の中でも頻
繁に使われてきましたし、現在も野党の政治家など
によっても使われておりますので、「謝過」と「謝
罪」というのはあまり差がないのではないかと、とい
う感じを個人的には持っております。

ただ「慰対協」等が「謝罪」が深いお詫びで、
「謝過」というのは軽いお詫びだという、いわば定
義をして、それがいまかなり普及している面もあり
ますし、学者によっては実際そういうふうな言葉の
ニュアンスの違いがあるという人もいたりするので
「せひ」「謝罪」にしてほしい」というふうなお話が

ありました。

それからやはり裁判との関係が気になっているように受け取れました。国民基金から償い金を受け取ったり、政府の支援事業の対象になれば、裁判を止めなければならないのではないかと、という疑問をお持ちの方もおられるようでしたが、これについても「裁判は続けることができる」ということでご説明したわけです。

三〇〇万円について、私は「補償」という名前を使っていない点が非常に残念に思いますけれども、個人を対象に事業がなされるという点で、日本の中では非常に画期的な進歩であるというところをお話しました。また国民が差し上げる二〇〇万より金額的にも上回っている。政府もようやくここまできたんだということをご説明したのですけれども、これについてはやはり評価が分かれるようでした。そのほかには国会議員などにもお会いしました。そして実際に支給が開始される段階で国会などで問

題になった場合、少なくとも受け取る人について非難するようなことがないようにお願いしてまいりました。それは幸い杞憂であるような印象を私は持っておりません。

ところで八月四日の韓国の新聞各紙が「慰対協」の報道資料に基づいて、「対話チームが『現金一括五〇〇万円支給する』といってハルモニたちを欺いている」と報道しました。さらに八日には、私たちが韓国の外務部を訪問しまして「慰安婦」の名簿を数回にわたって提供するように要望した——ということが、これはどこが出した話かよく分かりませんが、新聞に出ました。いずれもそういう事実はありません。先程お話ししましたように「一括五〇〇万」というのはハルモニたちのほうから要望としては出しましたけれども、私たちがそういうことはお話ししていないわけです。

そのような歪曲した事実を流布したということで「慰対協」に抗議文を送り、記者会見をしました。

記者会見に記者は来てくれたのですが、残念ながら東亜日報が小さく報道してくれただけでした。それだけ韓国の新聞は国民基金に対して厳しいといいますか、報道もしてくれないという状況があります。ただ東京特派員たちが書いたものを見ますと、比較的理解を示している部分もありまして、やはり新聞記者の人たちの理解を得ていくことも重要ではないかと感じました。

これに関連して朝日新聞が、これは共同電ということで書いてくれたわけですが、私たちに取材してくれまして、私たちが「挺対協」の報道資料は事実を歪曲している」ということを言っている——ということを報道してくれました。

日本の新聞は、人を非難するときには一応、その根拠をちゃんとさせて、あるいはその非難されている人に取材して書いてくれるからいいんですけれども、残念ながら韓国の新聞はそういうところが欠けているようなので、これから韓国の新聞とはいろいろ話

し合っていかなければならないと考えております。

それから新しい動きとしましては「挺対協」が八月三日の会議でもって、三〇億ウォンといいますから、ちょうど私たちが集めた四億五〇〇〇万円くらいに相当します。それぐらいの寄付をこれから集めて、ハルモニたちに支給するという計画を明らかにしました。発起人大会というのを開いていずれ正式に始めるようです。

私たちの国民基金がお金の問題も——決してこれが一番大事なことでないけれども、無視してはいけないことだということで、債金について努力してきた。そういうことに刺激されているという面はやはりあるだろうと思います。そういう意味で、私はまったく疑問がないわけではありませんが、「挺対協」が募金をするのは、それはそれで結構なことだ思っております。ある意味では「挺対協」と国民基金はいまのところまったく接点がないのですけれども、そういう形で新しい接点ができるかもしれない

いと考えております。

最後に「慰安婦」の方と正式な面会は断られたわけですが、電話でお話して非常に印象に残ったことを一つご紹介して、終わりにしたいと思います。その方は「私たちは二〇〇年かけても日本と闘っていく」ということをおっしゃいました。ハルモニたちは全員おじくになりました。そのことをどう考えるか……。皆さんにも一緒に考えて頂きたいと思っています。

同 会

次に台湾の状況につきまして、下村理事にお話いただきます。下村理事は、先日行なわれた国連の人権委員会差別小委員会にもご参加なさいましたので、そちらも兼ねてお願いいたします。

下村理事

ご紹介いただきました下村でございます。この二

つのテーマはまったく別次元ですので、前段と後段に分けてお話をいたします。

まず台湾の状況ですが、一言でいえば、台湾における「慰安婦」の唯一の認定機関であり、元「慰安婦」の方々を支援している「台北市婦女救援社会福利事業基金会」（略称・「婦援会」。いま分かっている元「慰安婦」の方たちは三三名。）が、一貫して「国家補償以外は受け取らない」という立場を今日に至るまで貫いておられて、元「慰安婦」の方々と

の接点はつくられていません。

私ども基金が対話チームとして、最初に台湾を訪れましたのは一月でした。中嶋さん、事務局のスタッフと私が行ったのですが、そのときはこの支援団体の方とお会いできて、かなり長時間にわたってお話できました。二日は元「慰安婦」の方々数名にも会うことができました。三時間ほどじっくりいろいろなお話をしました。

第一日は支援団体である「婦援会」の方とお話

しました。しかし一貫して「国家補償以外はわれわれは受け取らない。こういう罪のない、責任のない日本国民からお金を集めてごまかそうとしている日本政府はけしからん」という立場でした。

翌日、元「慰安婦」の方々にお会いしたところ、ちよつとニュアンスが違ひまして、もうちよつと複雑でした。なかには「受けとめてもいい」というようなことをおっしゃった方もおられたのですが、支援団体が一貫して「国家補償」という立場で運動を続けているので、一人、二人突出して違うことを言うのは、大変言いにくい状況だという印象を受けました。

運動している方は、はっきり定まっていて、韓国と同じように断固闘い続けるという感じですが、当事者の方はちよつと違う。

「判然だし、生活も大変苦しいし」というようなことを訴えていらつしゃいましたし、「よろしくお願いします。よろしくお願いします」と。という

意味が分からないのですが、そうくり返しました。

ところがその後二回目に、基金のほうでもろろの詳細が決まる直前に――決まってしまつてから一方的に決めましたと、押しつけがましいことになつてはいけませんので、ほぼ案がまとまつた段階で当事者なり、支援団体の意見も聴きたいので、伺うということで六月に行きましたときは、残念ながらピシヤッと扉が閉ざされてしまつて、会うことすらできなかった。

私たちとしては、とにかく皆さんのこの案に対する意見を聴きたいんだ。それによつて変えられるものは出来るだけ意見を取り入れて変えていきたいという事で、「なんとか会つて、意見交換の場を」と申し上げたのです。

しかしこの間に国連人権委員会が開かれ、そこで「クマラスワミ報告」が取り上げられたりして、各国の支援団体は韓国も台湾もフィリピンも皆ジュネーブに集まつて、そこで国を超えた意見交換の場が

できたようで、「婦援会」の返事は、われわれはいま国際連帯を組んだので、国際連帯の中で協力して闘うつもりなので自分の国だけ突出したり、違う行動を取ることはできないとのことでした。

三回日（八月）に行きましたのは、いろんな詳細が最終的に決定しまして、先ほどから説明がありました償い金が二〇〇万円、それから政府の資金による——台湾の場合には一人三〇〇万円規模の医療・福祉支援事業、そして総理の手紙をお渡しすることもしかりしましたので、もう一回、すべて決定した詳しい内容をお話したいと言ってお願ひしたので、これも駄目で、お会いできない。

ですから台湾に関しては残念ながら一回接触しただけです。もちろんこの間に台湾の政府（国）局、外交部とか華東協会関係の代表の方とはお話しして、詳細を全部お伝えして、そこから支援団体に情報を伝えてほしいということになりました。

八月に行きましたときには、立法院の議員の方々

とか、女性団体のリーダーの方とか、いろんな分野の方たちともお話ししましたが、台湾の立法院も一五〇名くらいの議員の方が「国家補償をすべきだ」という署名をして、日本の衆議院議長と参議院議長にその署名を持っていったのか、送ったのか、よく分かりませんが、そういうことをやっておられて、議員の人たちも国家補償ということをおっしゃって、そういう意味では大変硬い感じだったのです。

こういうやや取りつくしもない状況のなかで、私はジュネーブの人権委員会に出かけました。

その間に日本で、これは朝日新聞で報道されたんですが、台湾の原住民の元「慰安婦」だった方が、「自分は受け取りたい」ということで名乗り出られました。これはどういうことかな、ちょっと風穴が開いたかなという思いと、これはまた複雑になるなという思いが入り混じった気持ちになったのですが、実はその「受け取りたい」と名乗り出た原住民の方は、今日に至るまで一貫して「私は頂きたい、受け

止めたい。「総理の手紙も全部受け止めたい」ということを言い続けていらっしやるのです。

で、「すぐ手続をとりましますから」とおっしゃるのですが、そこが韓国と同じように「本人が受け取りたい」と言って、「はい、そうですか」と差し上げられないのが非常に苦しいところでして、「婦援会」が三人のリストを持っておりまして、そこを無視してじかにということは、一人だけそういうふうに解決しても、あとの残りの人たちのことが問題ですから、「婦援会」が硬化して、壁が一層固くなるということもあります。

それからもう一つ、医療・福祉支援事業というのは直接お渡しするのではなくて、向こうの支援団体なり、受皿になる団体にお金を差し上げて、その団体が当事者と話し合って、どういうふうなことに使って欲しいということを詰めていただくことになっておりますので、これをじかに差し上げるわけにはいかない。どうしても受皿である団体が必要なので

す。そういうもろもろの難しいことがございまして、本人が名乗り出てもすぐに解決しないのです。

しかし、そういう名乗り出た人が出たということは台湾でもすぐ報道されましたから、「婦援会」は大変衝撃を受けたようで、この名乗り出た人を何とか説得して「国家補償を求めたほうがあなたにはいいのだから」というようなことを言ったり、いろいろ説得しているようなのです。そして「婦援会」は「政府の医療・福祉事業の三〇〇万円なんてウツだ。これはデマなんだ」ということを記者会見で発表して、「だまされているんだ」というようなことを言っています。

私たちは何度も正しい情報を伝えるに行きたいとお願ひしているんですが、会っていただけなくて、一方では「デマだ」ということを言っていて、分かって言っておられるのか、誤解して言っているのか、その辺は会えないので分からないのですが、そのような新聞報道が出て、そういう新聞を読んだ原住民

の支援グループの代表が大変怒って、台湾の新聞に
声明を出したのです。「婦援会」はまちがっている。
私たちは日本に行って正しい情報を全部聞いてきた。
政府の三〇〇万というのもデマではなくて、ちゃん
と確認してきたけれども、それは止しいことなんだ」
と。

先週も、これは台北じゃなくて地方で原住民の人た
ちが中心になって、戦後補償問題全体を扱う集会を
開いて、三、四〇〇人の人たちが集まったらしいの
です。これは戦後補償の問題でやったのですが、そ
の会合に台北から「婦援会」の代表も、外交部も出
席したそうですが、そこでもかなり激しい両者のや
り取りが行なわれたようです。「婦援会」はやはり
一貫して「日本政府はごまかしているんだ。三〇〇
万なんていうのにごまかされてはいけない。国家補
償を求めるべきだ」ということを、相変わらず主張
していて、当事者である温さんという元「慰安婦」
の方も出席していて、「なぜ当事者である、犠牲者

である私自身が「受け止める」と言っているのに、
あなたたちは邪魔をするのか」と、かなり激しいや
り取りが行なわれたということが、その会に出席し
た人から伝わってきております。

台湾では表玄関は相変わらず閉ざされております
が、内部ではやはりそうした動きが出てきておりま
す。

また私たちはいま何のコンタクトもとっておりま
せんが、「婦援会」と対立して、軍人軍属の会とい
うのがあるのです。そこに女性部会というものがで
きて、そこが「自分たちはこの日本の『アジア女性
基金』のやり方に賛成である」と理解を示していて、
「婦援会」がそのように頑なならば、場合によって
は自分たちが受皿になってもいい」という、そうじ
た動きも出てきておりますが、私たちは簡単に「は
い、はい」と言ってそっちに乗り換えたりせずに、
一応これまで三三人のお世話をやっていた「婦援会」
の人たちと何とか理解し合って、この事業を実行し

ていきたいということで、私は「婦援会」に長い長い手紙を書いたり、いろんな個人的なチャンネルを通して、とにかく会って話をさせていたきたいということをお願いしております。

また正式には、温さんという方が名乗り上げて「受け止めたい」と言っておられますが、間接的にはこの他にも数名の方が「受け取りたい」と言っておられると聞いております。

しかし温さんや、「受け止めたい」という方がなぜ受け取れないのかという、この疑問に答えるのはとっても難しいんですね。私たちは差し上げたいけれども、いますぐあげるわけにはいかないのよ、というのを理解していただくのは。

そうやって延ばし延ばししていると、その「受け止めたい」という気持ちを表明した人が、今度はわれわれに対して不信感を抱いたりするんじゃないか。私たちの間のせつなかつながっている糸も切れてしまうんじゃないかという、一方において大変っ

らい部分と、しかしこの人だけに特別に「では」と差しあげてしまうことによって、完全に他の人たちとの間が——「婦援会」が硬化して、もっと難しい状況に入ってしまうことになるのは避けたいので、根気よくドアを叩き続けながら、何とか話し合いの場を設定しようとしております。これが現状です。

人権委員会差別小委員会に関しましては、八月一日から一五日の間ジュネーブで開かれました。

二六ヶ国からそれぞれ推薦された個人の資格で参加するエキスパートの委員および委員代理で構成されている会議なのです。

日本からも代表が出ておりまして、その一人がアジア女性基金の運営審議会の委員長をしていらっしゃる横田洋三（東大教授）さんです。

国連には人権委員会がありますが、五三ヶ国からなる人権委員会の下に人権小委員会があって、この小委員会のなかに「現代奴隷制作業部会」というのがあります。ここで「従軍慰安婦」問題が取り上

げられてきたのです。

昨年も取り上げられましたが、昨年は基金を設立した直後であり活動していないときだったので、アジア女性基金の設立を「大変有益な前進」(Enormous step)と評価されました。

今年もこの作業部会の報告書のなかで「従軍慰安婦」問題について触れられることが分かっていましたので——私はもちろん委員ではないのですがジュネーブに出かけまして、できるだけ各国の委員の方たちとお会いして話をしたり、食事をしたり、いろいろ非公式にこれまでの基金の活動に対して理解をいただけたらと考えました。

各国代表の委員会での演説をお聞きし、基金がいまどのような状況にあるか、どんな活動をしているか、というようなことをお話ししたり、意見交換をしたり、各国の委員のたくさんの方たちにお会いしました。全体の印象から総括しますと、日本の政府の取り組みというか、このアジア女性基金の設立、その後

の活動に関して、これまで差別小委員会では「慰安婦」問題についての厳しい批判、意見というものがずっと出ていたわけですが、そういった意見を受け止めて、一応、誠実に努力し、それを具体的な形で反映させてきたのがアジア女性基金だという評価が、何人かの委員の方から得られました。

ただNGOがそこでもスピーチをするわけです。「民間基金」と彼らは言いますが、「これは日本政府の責任逃れなんだ」という批判を相変わらずしましたが、各国を代表する委員の方たちは、私の予想以上にかなり理解しておられるようで、昨年はNGOと同じように、批判的な厳しいことを言っておられたイギリスのバリー委員なども、「日本がこれまでやってきたことに謝意を表したい。総理がお詫びをし、アジア女性基金が設置され、多額の寄付が集められたという——最初は隠れ蓑だと思っていただけ、考え方を改めたい。これは教育効果も大変あるのではないか」という発言とか、あるいは議長自ら

が——これは異例のことだと思うのですが、アイデというノルウェーの方ですが、「日本の対応というのは、国連の人権機関と加盟国政府の間の建設的協力が実った歓迎すべき出来事である」と発言されました。

これは差別小委員会でたくさん意見が出て、各国から日本政府にいろいろな要望や批判が出た結果、それに対応して基金が設立されたり、償いのものもろの活動が行なわれるようになったと、「女性基金」を前向きにとらえる委員の方が、昨年に比べると増えていきます。

そしてこの現代の奴隷制作業部会で報告書を出すに当たって、最初に提案されていた「日本政府により提供された貴重な情報をテイクノートする」という表現を、委員のなかから「いや、それよりも一歩評価したほうがいいんじゃないか」ということで、「日本政府の『従軍慰安婦』問題に関する取り組みについての、有益な情報を歓迎する」という表現に

修正されました。

もちろんこういったことは細かいことで、皆さんそんなに興味がおありにならないかもしれませんが、国連という国際的な場における評価、どういうふうな日本の基金活動が評価されているかということは、私たちにとても非常に重要なことです。その意味で今回、各国の方たちと意見交換ができ、こちらの情報をお伝えすることができたのは、それなりの成果があったと考えております。

司 公

どうもありがとうございました。

今日出席いただいている方をいまからご紹介したいと思います。そして本当は皆さんからご意見を述べていただきたいのですけれども、皆様のご発言の時間が制限されてしまうと思いますので、ご発言のなかから対話のような形で先生方にまたご発言していただきたいと思います。

まず宮崎勇理事、石原信雄理事、中嶋滋運営審議委員、高橋祥起呼びかけ人、和田春樹呼びかけ人以上でございます。

どうぞ会場のほうから皆様方のご発言をお待ちしたいと思います。

A 持さんのご活動、大変ご苦労さまでございました。一年間とっても大変だったと思います。意見がすごくいっぱいありましたし、とくに韓国では、高橋先生がおっしゃったように「二〇〇年たっても聞きますよ」と言われて帰っていらっしゃった状況を見ますと、すごく厳しいということが分かりますね。私個人的には、フィリピンのマリア・ヘンソンさんとクリスマスカードをいただいたりして、ですから私本人はマリア・ヘンソンさんが幸せになってくれればいいなと思って、ちょっとホッとしております。

私はちょっと厳しいことを申し上げて失礼なんです。

すけど、一年間かかって持さんすごい活動なさったり、意見をまとめられたのですけど、結果的に韓国の人からは、あと台湾も一人はいらっしゃったとしても、やっぱりギャップがあって、私たちが一生懸命やったことが分かってもらえなかったということが結論ですよね。どうしてこうなってしまったかということを見ると、私は持さんが最初から「慰安婦」さんにお会いになって本当に調査をしたり、調べたりなさったのか、ということをお聞きしたいんです。それが一番。

それから国連の問題なんです、クマラスワミさんですか。この方が、日本はやっぱり島国だから仕方ないと思うんですけど、ちょっと考えが甘いというか、男性中心社会で、まだまだ女性の地位も低いのでございますが、もっと裁判所、行政審議会を設けなさい、というようなことを彼女はおっしゃっているんです。やはり行政裁判所というものをつくって、私たち日本人が本当に心から詫びているのか、

お金をちよっとあげればまんしてもらえるのかなぐらいの……。私は考えがちよっと甘いと思うんですね。お金を出せばいいという問題じゃないと思って、やはり心から本心に託びているのか。日本人同士が本心にあの戦争は悪かったんだ、侵略戦争だったんだということを本心に心から託びているのか、ということをおは韓国やアジアの人は問うていると思うんです。

そういう意味で、やはり私は行政審議会なり、行政裁判所を「現実とこれから」という意味ではぜひ提案というか、やっていただきたいと思います。それから日本政府は償いはもう終わっているとおっしゃってますけど、「慰安婦」の問題は最近になって政府が認めたことであって、いままでのなかに私は入ってないと思うんですね。そういう意味ではやはり裁判所をつくって、日本人が本心に心から託びなきゃいけないと思います。ちよっと厳しいですが、それからあと一つ、これは女性の問題なので、私

は今日は原先生がおみえになってないということは、お忙しいと思うんですが、私はやはり有馬真喜子さんとか、委員長は女性であっていただきたいと思うんです。それも提案としてよろしく願います。以上です。ご活動ご苦労までございました。

司会

ありがとうございます。ではいまのご発言に対して、和田先生のほうからいかがでしょうか。

和田春樹呼びかけ人

指名がありましたので私のほうから。まず最初のほうの二点ほどでございますが、一年間一生懸命やってきたけれども、結局のところフィリピンでいま四人の方に受け取っていただいた。そして韓国、台湾ではいまだに受け取っていただく方が出ていない。こういうのが現実だ。これでは結局、失敗ではない

か。あるいはこういうふうになったのはどうしてなのかということ、最初から準備といえますか、取り組みに問題点があったのではなからうかと。こういう質問でございます。この点につきまして私の考え方をちょっと申してみたいと思います。

二つ問題があると思います。一つは現実の方角から考えてみる見方と、もう一つは「こうあるべきだ」という方向から考える考え方です。

現実の流れのほうから見ますと、お話にもありましたが、「従軍慰安婦」の問題は九〇年代になりましたが、日本では問題になりました。しかし、このことはそれまで日本人が知らなかった問題ではなく、戦後、非常に多くの人がこの問題の存在を知っておりました。朝鮮のことに関心を持っている者は朝鮮の植民地支配というものの最も酷い結果だということを承知しておりましたし、戦争に行った人はこういう問題があったことはみんな承知しておりました。しかし、それが問題になりうるといふふうには考え

ておらなかったわけでありました。政府だけではなく国民が、われわれがそうであったということです。そして九〇年代が来て、あの官僚の国会答弁に端を発して韓国でそれに対する抗議の声が起ってから、初めてこの問題が日本の社会を揺るがすようになった。これがわれわれの現実です。戦後ほとんど四五年来ちましてからそういうふうになったということです。そのときには被害者の人たちはもう非常に高齢で、非常に切羽詰まった気持ちでおられるという、そういう状況のなかで問題が起ってきた。

そういう具合ですから、日本の社会のほうの変化の具合はいえ、戦後五〇年になりましたときに国会決議をするということになりましたならば、その国会決議というのはどういう状況になったかということがあります。国会決議というものが非常に不十分な内容のものになり、惨憺たる結果になったといふふうに見ることができますが、それでも辛うじてそこで、侵略的な戦争、侵略的な行為と、それか

ら植民地支配というのを日本もしたということ、
「アジアの国民に苦痛を与えたことを反省する」と
いうことが、あんな情けないような文章ですけれど
も、初めて国会を通るといふ状況だったのです。そ
れに対して奥野さんたちはこれを断固阻止するとい
うことで頑張られた方もおられ、これが通らなかつ
たので、国会でそういう決議がされるということ
で国会を欠席することになりました。それから
このような決議がされたということで、われわれは
精神的苦痛を受けたと言って、一人一〇〇万円ずつ
払えという訴訟を起こされました。

この間、東京地裁で第一審の判決があつて、却下
されましたけれども、そういう人たちが存在するな
かで、その人たちがいけばこそああいうような情け
ない結果になり、衆議院でしか通らないということ
になりました。それから一年たちまして、総理大臣
のこの「慰安婦」問題に関するお詫びの手紙という
ものが書かれる。書かれるか、書かれないかという

ことが問題になったわけですが、皆様のお力
や、基金のほうでも努力いたしましたし、政府のな
かでの努力もあったと思いますが、首相のお詫びの
手紙というのが出た。もちろんこれに対して不満の
人があり、どうこうたる不満のうなり声のようなも
のを上げているように私は見えますけれども、そう
いうなかで、ある意味で言えば辛うじて前進がある
というのが日本のいまの状況で、基金のあり方とい
うものはそこに規定されておると思います。

つまりわれわれの体勢は少しずつしか前進してい
ない。とにかく首相のお詫びの手紙と、基金からの
償い金一〇〇万円と、それから医療・福祉の事業と
いうものが目下のところ日本の政府と国民の間で合
意して出されているギリギリの線である。しかしそ
れが、それでは十分でないということで拒絶されて
いる。拒絶している人がかなりいる。そういう状況
ですね。ですから私は率直に申して、これはひとり
基金だけの問題ではない。まさに日本国民、日本政

府全体の問題であって、それが韓国や台湾から拒否されているという問題をどういうふうにしていくのか、そのなかで基金が見せているある程度の前進というものをどういう評価して、どういうふうに繰り込んでいくのか、ということが問題になっているのではなからうかと私は思います。

二番目に「あるべき解決」ということとの関係ですけれども、「あるべき解決」というと、この問題につきましては「国家が法的責任を認めて個人補償をしろ。賠償しろ」という主張ですね。これが「あるべき解決」であって、それと比べれば現在ののは解決にならないとか、あるいは解決をごまかすためのものだ、という議論があるわけですが、この議論に対して私自身は疑問を感じております。

つまり国家に法的責任を認めさせるということに立ちまして何からの措置をとるということは、もちろんクマラスワミさんの報告でもいろいろ出されておる点でございますけれども、現在の国際的な社会

のなかで、それによって直ちに万人が納得するような形で、法的な根拠というものを明らかにして、措置をとるといふような条件に現在の社会はなっていないのじゃないかというふうに私は思っております。

ですから私は道義的責任を政府が認めるということころは非常にベーシックな基礎になるものであって、問題は、その道義的な責任に基づいて何をするかということが問題である。確かに個人に対する補償というものが道義的責任に基づいてなされれば、それはそれでよいと思いますけれども、これには国会での法案の成立が必要です。法律の新しい制定ができるか、できないかという問題ですけれども、いまのところはそれができない状況であるということであります。そうなった場合に、道義的な責任を認めるという前提のうえで法律を制定して個人に補償する。個人に直接政府のお金を出すということができるといふのは、私も望ましい道だと思っておりますけれども、

道義的責任を認めて、国民から集めたところの償い金というものを差し出すということが全く問題にならない方策かという点、私は必ずしもそうではないのじゃないかと思えます。

そうすると一〇〇%の解決というものを、あるいは九〇%の解決というものを求めている人がいて、それを頑張って求めていくという運動もあっていいし、そういう気持ちもあっていい。そういう人々の立場も尊重されなきゃならないと思いますけれども、私は五五、六%、あるいは六〇%のところを獲得したので、これでよいというふうに、つまり私が闘争して日本政府が道義的責任を認めたということで、私は満足する、そして現在の基金が出しているものを受け取るというふうに考えられる方も出てくるということとは私はありうることであります。私たちとしてはもっといろんなものを出したいと思えますけれども、いまこれしか出せないとしたときに、差し出した場合にこれで「受け取る」という人が出てくる

ことも私はありうる線で、そうなったときに最終的なといいますか、「あるべき解決」を求めている人がどういうふうなそれに対して対応するかという問題が問われている。フィリピンでは「受け取る」という人がいるなら、その人も援助しようという。ピリピーナは対応しましたが、韓国と台湾ではそういう対応は存在していないわけです。そのところに一つ、私は問題を感じております。

一点目と二点目について、私が思っていることは以上でございます。

司会

ありがとうございます。クマラスワミの問題を有馬先生からお願いしたいのですが。

有馬副理事長

それでは、「クマラスワミ報告」について一言述べさせていただきますと、いまAさんがおっしゃっ

たことに關してなのですが、「クマラスワミ報告」のなかでもこう述べられているのです。「一般に國際法のもとにおいて犠牲者の權利および加害者の刑事責任はほとんど認められていない」。これがいまの國際法の各國が受け入れている状況なのです。それがバラグラフ九一なのですが、続けて九二において、「しかし、日本政府は第二次世界大戰の間、軍隊性的奴隸とされていた女性に対する法的および道義的責任の双方を有しているというのが特別報告書の信念である」というふうに書かれているわけです。つまりクマラスワミさんは、現在の國際法ではこうなっていて、一般に賠償というのは国と国との間で解決しているものなんだよと。個人がその賠償の主体ということはいまの國際法の下ではほとんどない。しかし、法的、道義的両方の責任があるというのが法學者としてのクマラスワミさんの私の信念なんだというもとに、この「クマラスワミ報告」というのは作られているというふうに思っております。です

からそれは一つの立場です。

私はそれほど國際法に詳しくありませんけれども、少し勉強しているという立場から言えば、國際法の流れとして、国と国との間のそういう法律の主体にだれがなりうるかというとき、いままでは國際法では国しか主体になりえないという考え方が一般的だったのですが、人権が尊重される、とくに八九年の東西冷戦体制崩壊以後の流れとして、個人の人権ということが非常に大切に考えられてきている。そういうなかで國際法の法の主体に個人がなりうるという考え方を持つ國際法學者が増えてきているというのは事実でございます。

だからクマラスワミさんのような立場の人が少しずつは増えてきている。ですから人権を尊重するという考えからいくと、これは好ましい方向である。しかし、現実はどうではないというようなことが現状ではないかと思うんです。

そういうなかで行政裁判所、これは「クマラスワ

ミ報告」でも言われておりますけれども、これをどう考えるかということです。この行政裁判所の考え方というのは現在のヨーロッパ人権機構のなかにある考え方、アジアというのはいまだに人権機構が作られていない地域でございますから、そういうなかでこれを一体どういうふうに位置づけていくのか……。日本は三権分立でございます、裁判所というのは最高裁判所を頂点とするシステムがある。そういうなかでこれをどう位置づけるかということは、先ほど和田先生のお話にもございました。私の考えでは、もしこれを作るとすれば、やっぱり国会でこの制定の問題が出てきて、それが提案されて、討議されていくというプロセスを踏む以外にはないのではないかと、いうふうに考えております。以上です。

司会

ありがとうございました。いかがでしょうか。

B 先ほど和田先生が、例えば国会でしかるべき法律を作ってやるが必要だけれども、それは無理ではなからうかと。要するに日本の国内事情においてはそういう「あるべき解決」策を提示することは無理なんだと。そういうご主張だったと思います。私はこのアジア女性基金、国民基金ですね。国民基金というのはまさに日本の国内事情が生んだものだというふうに思います。実は被害国当事者や被害者をサポートしている支援者の方々に、日本の国内事情がこうだから国民基金でがまんしてくれということを押しつけるのになんと無理があるのではなからうかと。ですから一年間頑張ってやってこられて、結局のところ、フィリピンの被害者の方四人、あと二人、先ほど有馬さんがおっしゃられたようないきさつがあるにせよ、ともかくもその方々を含めて六人の方が受け取りを表明、ないし受け取られた方々ですね。あと台湾の温さんの話が出ました。そういう現実というのは、私はやはり被害国の当事者、あ

るいはそれをサポートしてきた方々に対してあまりにも性急に国内事情——国民基金で精いっぱいなんだと。で、国民基金はこういういい面もあるんだという日本側の事情だけを押しつけてきた結果、今日のような状況を生んでいるのではなからうかというふうに思います。

それともう一つお伺いしたいことは、例えばフィリピンでは受け取る方と、受け取らない、あくまでも国家賠償を要求する方々との間で非常に深刻な亀裂が生じていますね。現実には「マラヤ・ロラズ」というような、リラ・ピリビトナからハネられて、独自に国家賠償を求められるロラの方々の団体もできました。そういう状況。あるいはまた先ほど下村さんのほうからご紹介がございました山地民族の温さん、その方は確か今年の八月九、一〇日でしたか、千葉県における——無張メッセでしたね——「戦後補償フォーラム」で、受け取り表明をなさいました。その折、私は直接ではありませんが、お聞きしたと

ころによりますと、温さんに対して国民基金を推進している民間側の方が、「編纂会には通さないで」というふうなことをおっしゃったそうであります。もしそれが事実であれば、これはサポート団体と被害者との離間策ですね。意識しようと、しまいと離間を策していると思うんです。

私はちょっと近代史をやっている関係上、例えば朝鮮においても、台湾においても、とりわけ台湾においては過去の植民地支配のもとにおいて、いわゆる高砂族——これは日本がつけた名称でございます。現在の山地民族です。山地民族と台湾漢族である台湾人とを離間させながら植民地支配してきたという、私どもにとっては大変反省すべき歴史がございます。おそらくそういうことを意識してはおられないのかもしれませんが、結果的には台湾において今日この問題をめぐりまして、かつての植民地支配のやり方を彷彿とさせる、そのような印象を与えてもしょうがないやり方だと思います。国民基金は加害の国の

日本と被害の国の方々との和解のために設けられたというふうに善意に解釈いたしますと、私もそう思いますが、しかし、今日進んでいる状況から見ますと逆の方向に作用しているのではなからうかと。

先ほど挺対協のお話が出ました。挺対協は「二〇〇年かかってやるんだ」と。これは私は大変重い言葉だと思ふんですね。挺対協は昨日今日できた団体ではございません。ご承知のように、いわばこの問題が女性の問題、女性の性暴力の基本的な問題、先ほど有馬さんがおっしゃったとおりでございます。女性差別と民族差別の極致の問題であるということからまずこの問題を立ち上げたのが「韓国挺身隊問題対策協議会」でございます。

そして挺対協の運動が国際的に受け入れられていて、これを今日のような広範な、いま申し上げたような女性の性暴力問題の基本的な人権の問題だということまで持ってきたわけで、私どもはそれに教えられてきたわけでございます。そういう挺対協の

果してきた役割、それを私どもは加害の国の市民として、女性として重く重く受け止めなければいけないわけでございますね。そういう挺対協が「二〇〇年かけても闘っていく」と言わざるをえない。それはなぜなのか。それは私はやはり挺対協のほうに問題があるというよりも、国民基金の今日のあり方あるいは国民基金の出版そのものに根本的な問題があったのではなからうかというふうに考えます。

あといろいろ申し上げたいことがございますが、ほかの方もご発言なさる。それを奪うことになりま

すので、大変不十分でございますが、ご質問させていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

司会 それでは、高橋さん。

高橋祥起呼びかけ人
呼びかけ人の一人としてお答えをしたいと思います

す。その前に、こういう問題についてたくさんのお金をされた方々がこんなにたくさんお集まりになって、ご意見などいろいろ伺えるという機会を私たちに与えてくださいます、本当に資金された方々にありがたいと、涙が出るような思いでございます。

Bさんのお話については、私も非常に同感するところがございます。国民基金の評価について非常に厳しと。私は個人的なことをあえて勇気を持って申し上げますと、私の親類縁者のなかには三つばかり国際結婚の例がございます。アメリカ人と、台湾の出身の人と、朝鮮半島出身の人と。そのうち後者の二つの例の縁者のなかから、広い意味の縁者・親族ということでありますけれども、最初にこういう問題が出たときに、参加することをやめて欲しいといわれた。しかし、同時にもう一つ別に、私の叔父がああ戦争中に現役軍人として四国の連隊から中国へ行った。途中で帰ってきたときに夏の縁台で、若い女性をどうのこうのと、私が八つ九つの子どもの

ときに得々と言われた。

これはいまから考えると、私の父親の弟ですが、大変な犯罪行為を、女性に対するメチャクチャなことをやった。しかし、フィリピンへもう一度行って戦死した。竹はどこにあるのか分からない。靖国神社にまつられている。その家族からは今度はさっきの縁者とは別の立場で、その子どもからは、ついこの間も「父親のことを悪く言うような、お詫びするようなことは、あなたはおかしい」というふうにも言われた。何でも申し上げますが、その両方の立場から非常に具体的にそういうことがあったわけであります。

しかし、Bさんの論点のなかの第一の、基金のわれわれは、呼びかけ人にしても一致している点は、「これだけで精いっぱいだからがまんしろ。あとは補償要求するな。法的な問題をするな」ということは全然言っていない。和田先生もその点は「いまの国際法ではそこまで、無理だ」ということは常識に

なっている。しかし……」という事で言われた。そのところの表現の仕方ですが、私も「がまんしろ」とは言っていない。

この間、幕張に出かけて行って、温さんなどに直接お話を一時間以上聞きました。そのときに「受け取りたいんだけど、もし受け取ることになったら、ほかの人はどうなるんだろう。日本政府に法的な補償要求ができなくなるのでしょうか」と聞かれたので、そのようなことはないと言上げました。がまんしろと言っていることじゃないということだけは、Bさんにもご理解をいただきたいなということでもあります。

それから第三の点として亀裂の問題。その点はあるんです。それはわれわれの努力不足ですから、出かけて行って公式、非公式に話を聴くようにしている。スタートが遅すぎたということについてはご指摘もつともだと思わんですが、さらにこれは全くなしとゼロの評価ではなしに、前向きにご理解もい

ただきたいと思うんです。

この間、国連大学で、これは全く「女性基金」とは別に、戦後の補償とか、世界の戦後とコミュニケーションのシンポジウムがあり、私も出ました。ロンドン大学の教授が言っておりました。この戦後の力による世界というのは、あるいは戦前からのずっと長い間続いてきた世界というのは、勝者が敗者を支配してきた。国家というものが一つの独立した高い立場の存在で、細かい、戦後補償とかそういった問題は、下の段階にあった。しかし戦後五〇年で、とくに冷戦構造、地域紛争、宗教、民族、文化の対立で、ハーバード大学のハンティントン教授が言っているような、そういう文化の違いがあって、新しく八つか九つの地域紛争が出てきた。そのような戦後の五〇年を経た今日、人類も少し反省をして、国家の次元の問題よりも、人権を国際法のいろんな理解の優位に置くというほうに、移りつつあるのではなからうかというふうなことを分析しておりました

けれども、私はそういう点が世界の常識になるかどうか、私たちも努力はしないといけない。NGOも政府のほうも。

国会については、さっき和田さんも言われたように、去年の国会決議のようなことに終わるわけですが、しかし、われわれもここで止まるというんじゃないし、国会議員に対しても直接強いるんなご意見を申し上げたい。なかなか完全に同意ということはできないのでありますけれども。

国会

どうもありがとうございます。

C 今日発言させていただくと思わないでまいりましたが、二つのことをお願いしたいと思います。私は本当に何も知らないでまいりまして、いま委員の方たちのお話を伺って申し上げます。従って、いままで発言されたお二人の方とはかなり意見が違

と思います。

一つは下村さんから伺った範囲内で、一月にはこうこうだった。ところが、国連人権委員会やその下部組織なりを通ったら、連帯というようなことを持ち出されて、そして意見が硬化したように伺いました。

私は教科書的にしかものを見なかった人間なので、本日の意味で人権というのは一人ずつの人権ですから、一人ずつみんな事情が違うわけですから、それを投網をかけるように引くって連帯して、だからもらいたい人も「もらいたい」というふうに言ったら立場が悪くなるような、そんなことをするとは全く思わないで、ぼやぼやした考えで、下村さんのお話を伺って、そして一月はこうだった。ところが六月は、その間に「クマラスワミ報告」が出て、それが下のほうに下がって小委員会になったらまた意見が投網をかけるように横並びになっちゃったと。

いま伺った範囲内で私個人として申し上げます、
国連の人権委員というものが大体そんな程度のこと
しかできないの？というふうに思えてきました。こ
れは一人ずつの人権を尊重するというのが本当の建
前であつたら、リラ・ピリピーナですか、そのフィ
リピンのお話を伺って、本当にその人の立場に立つ
たらこういう良い解決の方法を持っているフィリピ
ンのリラ・ピリピーナの人たちというのは素晴らしい
なと思います。

アジア女性基金の委員の方たちは本当にご苦勞さ
まで、私はここまでよくやれたなあと思つていてるわ
けなんです。ですから国連の人権委員会とか、小委
員会のお偉方をもっと動かして、横並びで投網をか
けるような、しかも硬化した範囲内に進んだほうは
「二〇〇年も忘れない」と。忘れないのはかまわな
いんですけれども、「二〇〇年の間に……」。それは二
番目に申し上げたいんですが、そういうことがない
ように、私のお願ひとして、基金のお世話をしてく

ださる方が、ご苦勞さまと思つていますが、投網をかけ
るような韓国のやり方……いろんなお考えがあるで
しょうけど、人権というのはそういうものではなく
て、一人ずつの意見が生かされる。最初に有馬さん
からお話を伺いましたフィリピンの例は、それ以上
にはできないくらいに素晴らしいんじゃないかなあ
と思つて。人間がやっていることですから、韓国の
方にも、台湾の方にもみんなの意見を一致させなき
やならないといった使命感に燃えていらっしゃるか
と思つていますが、やはりいろんな考えがあるというこ
とです。

私は戦争中、天皇制なんていう言葉も知らなくて、
天皇制のなかに……つまり水のなかにいたら水さえ分
からないような状態……つまり私の年齢は天皇制のな
かに埋もれ切っていましたから、天皇制なんていう
言葉さえ知らなかったんです。ですから物の考え方
というのは状態が変われば変わっていくものなんで
すね。ですから「二〇〇年恨みを忘れないぞ」と、

そんな激しい言葉を述べられる方は、それはそれでやっていたことにして、よく一年で基金がこれだけのことをしたと驚いているという感じなんです。

ですから二つ申し上げたいんですが、第一はここで伺ったことをもっと広げていただいて、国連の人権委員の人たちの考えを、みんな横並びになっ

てしまったなんてことはないように、ぜひお願いしたい。

もうひとつ発言したいのは、私は仕事をもって働いてきたんですけど、やはりある年令に達すると止めなければなりません。いままで働いて収入を得てきたのが、働かなかつたら収入がなくなるということなんです。そういう具体的な状況に自分が立ち至って思うのは、「慰安婦」にされた方たちがほとんど年老いていらっして、「あと何年ですか」なんて聞くのも失礼で、「お変わりなくいらっしやいますか」と言うのがやっとぐらいになっていらっしやるときに、しかもその方たちが大変な目にあってこられた。人間が生きているということは、毎日食事を

していかなければいけない。着るものは着なきゃならない。雨露しのがなければならぬ。病気になるらうでしょう。しかも身寄りがなかったらどうしよう。そういうふうに考えたときのその不安さは、いままでの不安に、絶しがたいくらい思いに、さらに追い打ちをかけるんだと思います。

フィリピンの中で非常に感心したんですけれども、韓国の方や台湾の方たちもいろいろお考えがあると思います。お金が欲しくて言っているんじゃないということはお分かりですが、実際に人間が生きていくためには衣食住全部必要なんです。そのためにはお金が必要なんです。天から降ってくるわけじゃないんです。その必要な最低のお金に使っていただきたい。そしてフィリピンでもしていらっしやるように、名義も欲しい。そのためには訴訟もする。それを伺ったときに、こんなにはつきりした女の方がいらっしやるのかなあと。私は心から感激して、委員の方たちがよくぞここまでやってくださったと思

って、感謝しています。(拍手)

司会

まずお声をお聴きしましょうね。それでは、私たちの男性の方。いままで女性の方が多かったのだ。

D 私は個人的にはこの事業を大変評価をしているんですが、先ほどの一年で四億五〇〇〇万円という数字は、いろんな見方はあるんですが、個人的にはやっぱり少ないのではないかなと思います。日本の人口が一億三〇〇〇万人いて、これだけの世界一の高収入の国で四億五〇〇〇万円は非常に少ないと。それはPR不足なのか、やり方がよくなかったのか、国が冷たいのか、いろんな見方はあるんですが、そう考えているんです。

私は先月、北朝鮮に旅行してまいりまして、そのときに元「従軍慰安婦」の方にお会いしまして、二人でしたが、証言を聴いてまいりました。もちろん

本やいろんな映画では知ってはおりましたが、直接生々しく証言されますと大変な衝撃であつたわけですね。質問もしてみたいんですけども、彼女らはもちろん国家補償でないと思えないということで、六項目ぐらいの条件があつたんです。一つは真相の調査と究明です。二番目が刑事処罰をする。三つ目が公的な謝罪、つまり国会決議をしていただきたいということですね。四つ目が補償をするということですね。五つ目が教科書に事実をきちんと載せるということです。六つ目が国連での謝罪ということ、現状からは、日本にとっては大変難しいことだろうと思います。

先ほどの和田さんや有馬さんのお話がありました。が、国家賠償というのは大変難しいだろうと思いますが、しかし私は国際法とか、条約は詳しくないんですが、何らかの形で国家が謝罪し、補償するということはできないのかなと。反対勢力は非常に多いわけ、大変難しいかもしれませんが、何らかの形で

こういうことができないのかなという気がいたします。

それと北朝鮮はもちろんいま日本と国交がないわけ、その辺の難しい問題があるんですが、北朝鮮のハルモニたち、それからインドネシアも多いんですよね。ですからいまの韓国と台湾とフィリピンだけじゃなくて、ほかの国にはどう呼びかけているかという質問と、国家の賠償に、皆さんは政治に近い方がいらっしゃるので、何らかの形でそういうことができないかという質問でございます。(拍手)

司会

お返事は、もう少しお受けしてからでよろしいでしょうか。D はい。

じゃあ、もうお一人。

B 日本で、和田呼びかけ人がおっしゃったように非常に苦しい状況のなかでこういう活動をしている

人がいるということは、やはり感動しないわけにはいかないと思います。問題はいろいろ複雑に、あるいは意見の対立はあるかもしれないんですが、少なくともこういう活動をしていらっしゃる先生方がいるということを何らかの希望として未来につなげていかなければ、良心というのが死んでしまうような気がします。

ただ、ここに座っていらっしゃる先生のなかに、いまの日本の政府の現役の閣僚ですとか、大臣とか、そういう人はみえないような気がして、これが橋本総理大臣の手紙で「政府と国民が協力して進めている」と冒頭に書いてあるにもかかわらず、結局は良心的な方々の努力のみによって、こういう形で続いているということは残念でなりません。

私もいろいろ考えがあるんですが、一つだけ、先ほどの報告のなかで、お金の受け取りは裁判をちっとも拘束しないんだ。お金を受け取ることによって裁判をやめなさいということはない、と皆さんはお

っしゃっているんですが、私はもっと積極的に基金として裁判を支援するなり、もっとそのための資料ですね。日本の自治省とか、いろいろな政府部内にあります資料をもっと掘り起こして、この人たちに渡すなり、公にするなり、そういう作業をもっともっと強力に進めていくことによって諸外国の人たちの信頼を得ることが必要ではないかと。そうすればこのお金をもらっても、同時にこの基金と手を携えながら裁判をしていけるという一つの勇気がわいてくるんじゃないかと思えます。それで大きな柱に「資料の収集」というのがございましたし、首相の手紙でも「歴史を直視し」というのがございましたし、理事長の（手紙の）なかにも「真実を明らかにする」ということがあったので、諸外国に対する理解をいただくという行動と同時に、日本国内でもっともっと真相を掘り起こす運動を強力に進めていって、裁判のバックアップみたいな、そういう間接的な支援をできるような体制を組んでいただきたいと

思います。（拍手）

司会 ありがとうございます。

D 具体的な質問を何点かさせていただきたいと思っています。

ワイリビンの件なのですけれども、今日いただきました冊子のなかに公示の文書が書いてあるんですが、受け付けの電話番号とか、私書箱はあるんですが、受け付け省庁は具体的にどこが受け付けているのかということと、それから四人の方が受け取ってあと二人の方がいらっしゃるということですが、認定機関はどこになっているのか。

ご存知のとおりリラ・ビリビナの調査結果ということで、一〇七人の元「慰安婦」が一応、名乗り出ていて、五十数人がレイプのケースとして、なかの二人は原告に入っていますけれども、そういうことがあるので、認定をどうなさって具体的に四人の

方にお支払いしたのかということ。それからこの情報はまだはっきり分らないんですけれども、どうもフィリピンのなかに国民基金が事務所を開設するというふうな話もちよっと漏れ伝わっているのです。具体的に何のためのどういう事務所をマニラのほうに開く予定なのかということを知りたいと思います。

それから韓国と台湾に関しては医療・福祉面での説明がございました。私は冒頭遅れてきたので、もしかしたら有馬さんのほうから説明があったかもしれないんですが、フィリピンに関しては医療・福祉事業の面をどういうふうに計画を立てられて、どういうふうなフィリピン側に伝えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。それからあるべきまっとうな解決にはちよっと離れているけれども、いまださる限りやっているし、それは国家としての補償をすることが大事だ、というふうに皆さんおっしゃいますが、現に国民基金の関係者の方は具体的にそれに向けてどういうことを取り組んでいらっしゃるのか。

もしやっているのでしたら、参考に伺いたいと思います。

司会

はい。分かりました。そのほかに、どうぞ。

G 質問なんです、この基金による賠償は、国連との提携による過去の事案の調査結果によっては、中国などほかのアジア諸国に対してもなされる予定ですか、ということが質問で、あと私の意見が一つあるんですけれども、このお金を滞りなく受け取ってもらうには、この基金の性格を相手国の人々にもっとよく知ってもらい、お金を受け取ることは、つらい過去を思い出すためのものとしてではなくて、芸術や買物など生活を豊かにするためのものと認識していただくことが大切だと思っています。そのためにいまの活動があるのだし、先ほどの男性が心配されていましたが、現役の關係などもたく

さん支援者として名前を連ねているのを前に見たことがあります。そのための募金に心を寄せている人が、お金をかせぐために、国連を頂点として国などはその権威をふるって、この活動をしているからといって失業したりすることのないように、できる限りの範囲で保護していただきたいと思います。これで終わります。

司会

はい。ありがとうございます。そのほかに。

日 自分の考えていることがなかなか相手に伝わらなかったり、それから伝えることすら拒否されるような状況になったり、また逆の場合で、相手が何を考えているかがなかなか伝わらなかったときに、乱暴に言うところの対処の仕方があるんです。一つは相手は石頭で何だかさっぱり分からないヤツだ、バカだと見下すようなアプローチです。もう一つは論

点は確かにいまそこでやっているんだけど、その裏側とか、何かその論点以外のところで本当は理由があって探っていくと、例えば本当は先に感情があって、いろいろ理屈を言うんだけれども、理屈をいくら迫っていても最後は感情のところへ行っちゃうというような場合が私の経験からしょっちゅうありまして、そういった意味で、このアジア女性基金はいまの日本の現状から言うと、だれが考えたか知らないけれども、非常によく考えられた枠組みで、僕はほかの戦争の賠償——原爆とかありますけれども——なんかから考えればかなりうまくやっているんじゃないかなと思っています。

それで質問は一点だけなんですけれども、いま「どうしても国家補償でなければ」というふうなことにこだわって、絶対それを主張されている方がいらっしゃるという場合に、その理由は何かなんだろうかとこのところを——確かに裁判での立場があるとか、組織の立場をそう簡単に変えられないとかある

と思うんですが、相手がかなり多人数である場合、もっと裏側に何か、不信任なり何なりかがあるのではないか、そんな気が僕はするんですが、理事の方々はどのようなお考えをお持ちでしょうかというのをお願いします。

司会

どうでしょう。あと何人いらっしゃいます？

六人ですか。この辺で初めのお答えを入れてということでしょうか。ちよつと分からなくなってしまうので、ごめんなさいませ。まず資料公開と真相究明のがあります、これは和田先生いかがでしょうか。

和田呼びかけ人

真相究明の問題というのは非常に重要な問題だと思います。実は私もこの間韓国へまいりまして、韓国のクリスチャンの方々といろいろお話ししました

ところ、その真相究明の問題といいますが、調査の問題は、そういうことをやろうとしていることは知らなかったということで、非常に評価された点であります。このことは非常に前から願っておることなんですけれども、今日までなかなか進んでいていないということを非常に残念に思っております。日本の政府も九三年に資料を収集いたしました、その多くの資料は吉見さんが資料集としてお出しになっておられます。

いま現在のところ獲得できている資料というのはそういうものでありますが、それは日本の政府も調べてきて出しております。私どもは最初から、二つ重なっているものでもいいから、日本の政府が自分たちの資料として発掘したものを出版するということが非常に重要である。ですから基金の名前でその資料を公開して、全国の公立図書館にそれを寄贈する。もちろん被害者団体とか、いろんなところにもお送りすることをして、資料というものに対して正

面から立ち向かうとしているんだということを示す必要があると、いま合意されている点でございます。基金のなかに資料委員会というのが早稲田の後藤先生を中心にしてできておりますけれども、そこではそういうことを考えております。

そして事業としては五カ年計画を立てまして、資料の発掘を進めていく計画を実行に移そうとしております。第一年度は防衛庁の資料をやるうということになっております。そのために委員会に専門家の方も多く入っていただくと考えております。重要なことは、そういうことをやるというのに力不足はない。この基金は、呼びかけ人、運営委員会も、それから理事も皆フルにやっております、エネルギ―の貧血状態。そういう状況ですから、資料の問題なんかでもっともっとボランティアでいろいろ助けてくださるか、編集能力を持っている方とか、そういう方が来て助けてくださるということがどうしても必要である。とくに歴史家、何度も申し上げ

ておりますが、Bさんのような歴史家の方にはぜひ参加していただいて、基金への批判は批判として、資料を発掘するという意味においてぜひ参加していただきたい。助けていただきたいと。専門家が入ってやらなければ、お役人の力ではどうしても資料が出てこないのですから、そういうことを考えております。この点についてはこれからの、つまり二年目の仕事になりますけれども、二年目は防衛庁と沖縄県の資料をやるうというふうにいま計画が立っておりますので、多少前進ができるのではなからうかと思えます。そういうものを考えております。

司会

ありがとうございます。Cさんの質問に対して下村先生いかがですか。

下村理事

さっき私は国連人権委員会差別小委員会に行った

話の説明をしたもので、その部分と国際連帯の話とがちょっとオーバーラップしたというか、ごっちゃになった部分があると思うんです。台湾が国際連帯を組んだからと言ったのは、この四月に国連の人権委員会が開かれて、先ほどから話題になっています。「クマラスワミ報告」というものが出て、それが一つの大きな焦点になったわけですね。それに対して各国から支援の運動体の人たちが、つまり「慰安婦」の人たちを支援している各国のNGOのグループがジュネーブに集結しまして、そこで話し合ったりなんかして、お互いにバラバラではなく、みんなで連帯して闘おうという協議会というか、そういう国際連帯を作ったということで、いわゆる国連の人権委員会の一人ひとりの各国の委員が何かそちらに影響を与えたとか、働きかけたとか、そういうことは全然別で、国連の委員会は委員会で行われていて、そこにNGOがいっぱい集まった。そのNGOの人たちの間での連帯という意味でございます。もちろん

ん国連の人権委員会で「クマラスワミ報告」が提出されたわけですから、そういう意味では関連しているんですけども、もしかして人権委員会の委員の方たちというふうにお取りになりました？

次に、気になったのは、Bさんでいらっしゃるんですけど。温さんのお話のところで「自分はよく分らないが、そういうふうに聞きました」というふうにおっしゃったんですが、台湾で温さんという方が名乗り出たときに、私ども女性基金が、あるいは、そこはよく聞こえなかったんですが、「婦援会には言わないでください」という、そういう分断的なことをしたというふうに聞きました——とおっしゃったような気がするんです。私は残念ながらジュネーブにおりましたので、温さんには直接お会いしませんでした。が、少なくともアジア女性基金の理事とか、台湾を担当している理事の方とか、高橋先生もお会いになりましたけれども、「言わないでくれ」なんという、そういうことは絶対言うはずもないですし、

言って何の意味もないことなんです。どうせ分かってしまうんですから。ですからそういうことはございせん。

本心に理解していただきたいのは、私どもはそういう姑息な手段で何かやろうと全然思っていないんです。バカ正直にストレートに一生懸命ひたすらやっていることだけは分かっていたいただきたいんです。それから日本政府の手先なんかとんでもなく、むしろ日本政府とできるだけ交渉して、少しでも少しでも、ジリジリ、ジリジリと日本政府からもっといい条件を勝ち取るというのは変なんです。そういう気持ちでやっております。そんな姑息なことは一人としていません。皆さん本心に一生懸命真っ正面からやっております。それだけは理解していただきたい。そして私たちは分断作業なんかしていないというのは、さっき私が強調したように、温さんが名乗り出たときに、一人出てきても、その方だけにあげないで、根強く支援団体である婦援

会の扉を叩き続けているわけです。それからもう一つ別の団体が出てきて、「私たちが受け皿になります」と言っても、その人たちと何の取引もしていません。つまり正攻法でやっている。

ただし、私はこれは言っておきたいんですが、先ほど二〇〇年の話が高崎さんから出まして、当然だとおっしゃいました。私は運動体の方が運動なさって、二〇〇年かかろうと、三〇〇年かかろうと何世代にもわたって正義を追及し、あるいは裁判を続けるということとは、それに対して全く何も反対していません。それはそれでやるべきです。ただしその運動に、さっきどなたかおっしゃったように、もう本心に余命いくばくもない元「慰安婦」の方たちを巻き添えにするというか、「人質」に取るというか、これは残酷ですよ。

永遠に闘い続けるのは結構です。歴史はそんなに一、二年でその正義は通らない。正義の闘いをする人たちはずっとやればいいんですよ。ただし、一

方において、もう本心に年老いて、病氣になっている方たちにはとりあえずいまできる範囲で何かしたい、いまギリギリのところ私たちができることは何かと。せめてその方たちが生きている間に少しでも心安らかに生きていただきたい。だからお金だけじゃなく、総理のお詫びの手紙とか、そういうものを絶対条件にしたのはそういうことです。金で、ただ札ビラでもって解決しようと思っていない。それから何百万、何億積んだって、そんなもの値えるはずないんです。でもとにかくいま私ができる何かをしなくてはというのが一方においてあって、私たちはそれだけでやっている。その並行で、二本立てで十分やれると私は信じておりますし、そういう運動をやっている方たちをそれはそれで大いに尊敬していますし、続けていただきたいとむしろ思っている。ただ、一人の人のエネルギーで両方できませんからね。ですからそれはそれでやっていたく。ただ、被害者の元「慰安婦」の方々を「人質」に取って運

動の手段として利用していただきたくないというのは正直な私の気持ちです。これは私の個人の気持ちですけれども。(拍手)

司会

ありがとうございます。先ほど巨さんや巨さんから出ていたと思うんですけども、政府の姿というので、どうでしょうか。政府のかかり合いというので、石原さんいかがでしょうか。(笑)

石原信雄理事 私はいまは政府の立場で出ているわけではありませんが、一理事として。

司会 一理事なのでしょうけれども、そういう立場もお分かりになりやすいお立場にいらっしゃるんじゃないかと思ひまして、突然で申しわけございません。

石原理事 先ほどの中国とか、インドネシアの話ですか。

司会 いえ、そうじゃなくて、この基金に政府の姿が見えないし、はっきり言いますと法的責任追及のような形で政府に――。

石原理事

きょうは基金のメンバーで、皆様方に活動状況をご報告しているということでございまして、政府は政府の立場で、必要があれば政府のメンバーが対応するんだと思うんです。この基金と一緒に政府が出るか出ないかという問題は別じゃないんでしょうか。

この基金は財団法人として、政府とは別の法人格で活動しているわけです。政府は先ほど来議論になっておりますように、国際法上のいろんなルールとか、あるいは国家としてのいろんな制約がありますので、そういう制約はそれとして、われわれは民間の立場でできるだけのことをしたいということで活動しているわけです。だからこの民間法人である基金に政府の職員が現職で加わること自身は、

この団体の性格をおかしくしてしまうんだろうと思います。

司会

そういうことなのでございますけれども、宮崎さんの立場からはいかがでしょうか。

宮崎勇理事

私も石原さんと同じような立場でして、政府にはおりましたけれども、この基金には民間人といいますか、一人の個人として参加をしております。

政府にいましたときの感じからいきますと、村山内閣のときに私は政府のなかにいたわけですが、政府はこの問題に大変熱心でした。そしてこの基金が作られて、その募金活動をやるタイミングにも、非常に細かいことですが、村山首相が「それじゃ、みんなこの場で献金をしようじゃないか」ということを言われて、閣僚がみんな寄金を出したということ

があります。それは拠金の問題ですからどっちでもいいんですが、皆さんこの基金をサポートするとう立場であつたと私は理解しております。

それはそれとして、私は、きょうこの基金の理事だとか、あるいは前職の肩書が入っておりますけれども、さきに申したように、この基金の活動に参加いたしましたのは全く個人としてであります。

一人の日本人、あるいは一人の男性、あるいは私も海軍に行っておりましたので、一人のそういう人間としてこの活動に参加をしたわけです。戦争中に大変不幸な出来事があつたということは覆うべきもない事実であつて、そのことはさらにこれから歴史家の皆さんがもっと正確に分析され、調査される必要があると思ふんですけれども、少なくともこの「従軍慰安婦」の問題を私どもが取り上げたことと関連して、犠牲者の方が多数おられるということは紛れもない事実であります。ですから個人として何らかの形でお詫びと償いをしたいという一杯です。

参加しましたら、先ほど高橋さんの話もありましたけれども、「どうしてお前はそういうのに参加するか」と、いろいろ反対をされたり、引き止めるという人がいたわけですけれども、私は率直に償いとお詫びを何らかの形で表したい人が必ず日本のなかには多数おられるということを確信しています。

最も気になりますのは、先ほどからも話が出ていますけれども、犠牲になられた方はもう七〇前後が平均でございまして、いろいろ議論をしている間にどんどん亡くなられるという状況が現に起こっているわけです。償いの方法など議論は議論で私はしたいと思ひますけれども、とりあえず何かをすべきだということで、この活動に参加をしているわけです。私も直接、「従軍慰安婦」の方にお目にかかりましたし、和田先生と一緒にお目にかかったことですが、だいたい五時間ぐらいいろいろの体験を話されて、そのなかのお二人は、一七歳で「従軍慰安婦」に。こういうことで来いと言つて引

っ張られたのじゃなくて、ちょっとお使いに行つてくれということで呼び止められて、そのまま戦地に送られたという、(出を詰まらせて) 本当に非常に悲惨なことでした。これには法律でどうのこうのという問題はあります。それはそれで専門家の方々はやっていただいて結構ですけども、道義的にとにかくこういう、いまにも亡くなるうと言うと変ですが、余命一〇年も、二〇年も、三〇年も、そんなに生きておられる方じゃないので、何かをして差し上げようということで、この運動をしています。この運動に参加しましてからいろいろ批判がありました。中にはもつともだと思ひますし、それから私は正直に言つて、先ほどもちよつと金で済ませようではないかと、あるいは国の責任を逃れさせるためにわれわれが手先になつてゐるんじゃないか、という批判があることは承知しております。それを聞きましたときに、酷いなあ、これは悪意の批判じゃないか、というふうに思ひましたけれども、

よくよく考えてみると、それは悪意じゃなくて、おそらくそういうことを言われる方も、この「従軍慰安婦」のために何かをしなければいけないというふうに思つて、そういうことを言つておられるんだというふうに考えるようになりました。そうでないと、なにか私どもがやっていることが善意であつて、その善意を押しつけるというふうに傲慢なことになりはしないかというふうに考えるようになったわけです。決して悪意でもつて批判されているとは思ひませんけれども、私どもの本当の意味が伝わっていないという感じが残念ながらしたわけです。これは一〇年かかつて、一〇〇年かかつて、この誤解を解いていかなければいけないと思ひますが、それはそれとして、現実の活動はやっぱり進めなければいけないというふうに思ひます。これは政府だとかなんとかいうことじゃなくて、一人の男性として、あるいは日本人として考えなければいけないというふうに思ひしております。(拍手)

司 公

Dさんから先ほどの質問で、北朝鮮のこと、それからインドネシアなどに対してどう思っているかというので、これは高橋先生のほうからいかがでしょうか。

高橋運営審議委員長

Gさんという方から中国の話も出たと思うんですが、いまいち比較的大勢の方が名乗りを上げているのは、台湾、韓国、フィリピン以外では中国、インドネシア、北朝鮮ということになりますね。

北朝鮮の場合は、清水さんがご紹介されたように、国家も被害者も含めて国民基金は反対ということですが、それからインドネシアについて言いますと、すでに新聞でも報道されていますように、被害者のかなり多数の方がむしろ「国民基金からお金を受け取りたい」と。むしろ「インドネシアについてそうい

う話がないのは差別ではないか」という形で言っています。中国についてはどのぐらいいるか、人数は分かりませんが、裁判を起こされている方もいる。概してそういう方々は国民基金には反対というふうな立場を取っているわけです。

さて、私たちはこれらの国々の被害者に対してどうするかということで、いままでは韓国、台湾、フィリピンで、もっぱらそちらのほうを考えていたものですから、これから考えるところで、運営審議会で少し話が出た段階で、理事会ではたぶんまた討論はされていないと思います。従って、基金としての態度はまだ決まっていけないわけです。ですから誤解がないようにお願いしたいと思いますが、これから先は私の考えていることです。やはり基金は原則としては中国、インドネシア、北朝鮮等に対しても、韓国、台湾、フィリピンと同じように対処すべきであるというふうに考えています。ただ、これはそれぞれの国の政府を全く無視して、そういうふうに基づ

金が勝手にやるということは現実問題としてはほとんど不可能なのです。やはり基金は国がお金を出していますし、それからそれが相手国を無視する形で、被害者に直接お金を渡したいというふうな形で言えるものではないわけです。

それから被害者も、韓国、台湾、フィリピンがなぜ先行したかということとかかわるわけですから、この三つの国の場合には認定がある程度確感あるところによってしっかりなされていたということがあるわけです。ところが、インドネシア、中国、北朝鮮、北朝鮮も〇〇人というふうに言っているようだけれども、実際にどういう形で認定されたかについて私たちはよく知らないわけですね。韓国、フィリピン、台湾の場合にはその辺が分かっているわけです。そういうふうなこともまたあるものから、もう少し様子を見ながら、関係団体、政府等とも相談しながらこれから、どういうふうに対処するか考えていきたいと思っています。ですから

から何かいい知恵がありましたら、ぜひ教えていただきたいと思っています。

司会

ありがとうございます。

それからEさんからの質問ですね。これについて、有馬先生のほうから。

有馬副理事長

Eさんからのフィリピンのご質問、ありがとうございます。Eさんからの電話、私書箱はここに書いてあるとおりでございますが、電話がどこに置いてあるかというところは一切申し上げておりません。これは電話でお答えをしておりますが、タガログ語でございませけれども、おりますので、ことお金に絡むとか、いろんな考えの方がおいでになるとかいうこともございいますので、電話をどこに設置してあるかというところは基金の内部でも申し上げておりませんで、

フィリピン関係者はんの数人しか知らないということでございます。ただし、ここにあります時間には確実にお答えをしております。

それから「決定はどこか」ということでございますが、この電話でお問い合わせ、あるいは私書箱に申し込まれますと、「恩恵のための手続き」という書類をお送りすることになっております。そのときにどういふものが必要かというのはこれに書いてございますが、そのなかに「最終的な決定はフィリピン政府の司法省が行う」ということが書いてございまして、それはお申し出くださった方には分かるというふうになっております。

それから三番目の国民基金の事務所開設というのは、全くそんなことは私たちは討論したことはございませんで、そういうつもりはいまのところ全くございません。

それからフィリピンの医療・福祉でございますが、これはどこの国でもそうなのですが、私たちが何か

を作った、それをお持ちするのではなくて、被害者の方、あるいはその関係する方、あるいは支援団体からどういふ需要がありかということを知って、医療・福祉の事業を実施していくという段階で、いまフィリピンについては、どういふことが必要ですか、ということをお伺いしている段階です。つまり台湾とか、韓国では、元「慰安婦」の方々に国が一定のお金を払うというふうなことが行われておりますが、ご承知のとおりフィリピンではこれが行われていないと。そうするとその医療費、例えば私立の病院に行つて検査を受けるために医療費が欲しいとか、それからそれぞれ国によっていろんな違いがございますもので、まず第一番目には被害当事者の方の要望を伺っている。まだたくさん進んでいませんけれども、いまそういう段階でございます。

それから関連いたしましたして、鈴木さんから非常に貴重なご示唆をいただいておりますが、そのなかに「深刻な亀裂を生んでいる」というご指

摘がございました。このことに関して、ご承知のよう
にフィリピンでも「マラヤ・ロラズ」というのが
できまして、支援団体が分かれた」というふうな
報道されております。それは事実でございますが、
なおほとんどの被害者の方はそのままりラ・ビリビ
ーナにとどまっておいでになりまして、リラ・ビリ
ビーナは国際連帯のお立場で、いまも基金に反対の
立場をそのまま続けておいでになる。続けておいで
になるけれども、受け取りたい人のためにこういう
ことをしようというので、「サイド・バイ・サ
イド」という言い方をしておりますが、こういう委
員会を作ったという立場を取っておいでになります。
あと一つ、Bさんがおっしゃったなかで、いま反
対を表明される方が多いのは、日本の国内事情が生
んだ結果というのを被害者の方に性急に押し付けて
きたということが一因としてありはしないか——と
いうご指摘がございました。私はそれがあると思っ
ております。つまり私は個人といたしましても、政

府の方とか、あるいは国会議員の方とかその他に、
法律を作ってほしいとか、政府が何とかしてほしい
というのを何年間にわたって要請してきた人間の
人でございます。しかし、どこも何も動いてくれ
なかった。国会議員のだれかが法律をやろうじゃな
いかというふうに動いてくれたということも全くな
かったというなかで、こういう選択をして私はここ
に参加しているわけでございます。しかし、これが
私たちの国の現実ではないかというふうに思ってお
ります。以上でございます。

司 会

ありがとうございます。ご質問の方がもう少し残
っております。お時間が過ぎておりますので、短
くご質問をお願いしたいと思います。

1 高校の教科書の「慰安婦」の記述について調べ
ているグループなんです。いま教科書から「慰安

「慰安婦」の記述を削除しようという動きがあって、ご存知のように産経新聞がこの一ヵ月、ものすごいキャンペーンを張っていると思うんです。入口でもらったパンフのなかに「歴史の教訓とする事業について」ということで、基金として教科書会社に資料を送って、教科書に「慰安婦」のことが記述されるように働きかけ……というふうに書いてあるんですが、基金としてそういう動きに対してどうするのかというのを聞きしたいと思って、発言させていただきます。

来年の中学校の教科書ではだいたい一行ぐらいなんでしょうね。なかには「頁にわたって書いてあるものもあるんですが、「戦地の慰安所で働かされた者があった」とか、そういう変な表現もあるんです。「慰安婦」の記述を削除する動きというのは、「明るい日本国会議員連盟」だけじゃなくて、自民党全体にいま現在、広がっています。七月一六日の自民党の総務会では、これは浦田という人なんですが、

「従軍慰安婦は連行されたものではない。うそも一〇〇回言えば本当になってしまふ」というようなことも言っているんです。

これは産経新聞にしか書いてなかったんですが、要するに自民党として中学校の教科書から「慰安婦」の記述を削除しろという形で、自民党の総務会のなかでまとまっている。もう一点は南京虐殺の数の問題なんですけれども、一つの方法としては、文部省の訂正勧告要求というのがあります。その教科書図書規則の二三条に基づく文部大臣の訂正勧告を求めるという形で、九月中旬に自民党案をまとめるというふうになっています。一方で、橋本首相が手紙を出しているながら、一方で自民党のなかでそういう教科書の記述を削除しろという動きがあります。基金として「歴史の教訓とする事業」についての教科書会社に対する働きかけを行っているわけですから、自民党に対してきちっと声明なり、おかしいとかという形の働きかけはどうなっているんでしょうか。

司会

はい。分かりました。そのほかに、どうぞ。

J 大阪から来たJです。質問というよりも、意見、呼びかけ、そんな形で発言をさせていただきたいと思っています。

私たちは大阪市内のあちこち、ターミナルで月一回の街頭行動をしております。この問題を広く市民に訴えるためのピラマキ、政府によるきちんとした謝罪と補償を求める署名、そして募金です。月に二回、毎月続けております。大阪でも基金反対の声は非常に高まっています。絶対「アジア女性基金」というネーミングは使わない。「国民基金」と言い、「民間基金」と言い、政府が責任を国民に押し付けていると。そういう論調の意見が大変強いのです。そのなかで私たちはあえてこのような行動をしております。私たちもこの問題が表面化しましたときには

ずっと、これはやっぱり政府による補償、謝罪を求めねばならないというふうに考えました。

しかし、先ほどBさんがおっしゃったんですが、日本の国内事情で「あるべき姿」を追求するのは無理だ。基金は日本の国内の事情が作ったものだ。このことを深く考えました。戦後五〇年近くこの問題を放置してきた私たちの責任、そしてこのような政府しか作れていない私たちの責任、そしてアジアの女性たちを性的に奴隷にしたのが私たちの父親であり、祖父である。そのことから目を背けてはならない。直接の加害者である。そういう認識に立って、私たちは政府による補償を求めつつ、しかし、具体的にこのような呼びかけがあるんだから、この呼びかけに応えようということ、そういう行動を展開してきました。そして「日本の国内事情をアジアの人たちに押し付けてはならない」とおっしゃいましたが、「ごめんなさい。まだここまでしか来ていないんです」と、そういうことをアジアの人々に私た

ちは言わねばならないというふうに考えています。私たちはこれからさらに頑張るつもりなんです、日本の実情はここまでしか私たちは到達させていない。そんなふうに考えています。

街頭行動をしても、知らない人が非常に多いです。ターミナルで、例えば沖縄の米兵による少女暴行事件などを例に挙げながら、かつて日本が何をしたかというのを待ち合わせしている若者に訴えます。そうすると「知らなかった。そのピラチョウだい」というふうにわざわざ近寄ってきて受け取りにきます。だから私たちはもっとこのことを広めることの大事さというのを痛感しています。

学習会を、小さい学習会でもいいです。数限りなく開いてこのことを訴えていく。そういうなかで理解が広まっていくと思いますから、学習会も開いています。学習会が終わったあとで、「知らなかった。ごめんなさい。このお金を使って」と言って、三万円ボンとポケットマネーを出してくださった男性も

います。もちろん一〇円、五〇円、一〇〇円、そういうポケットマネーを出してくれる高校生もいます。私たちはもっとこのことを広く知らせていかねばならない。

そこで、おがましいのですけれども、この集会に参加なさった皆さんに呼びかけたいと思うんです。そういうミニ集会、学習会、こういうのを持ちませんか、ということなんです。

それから基金の皆さんも大変なご苦労をしておられるわけですけれども、「こういう集会が大阪であつたらいいのね」と言いながら、きょうは新幹線でやってきました。大阪でも開いてほしい。こんなにたくさんはお揃いにならないと思いますけれども、地方でもやっぱりこのことに非常に心を痛め、強い関心を持っている人がいるわけですから、ぜひこのような報告集会を開き、みんなの声を聴くということをやっていただけならと思います。

質問ではなくて、私たちの取り組みを通してやっ

ていることを、ちょっとご披露させていただきまし
た。(拍手)

司 会

大阪からわざわざいらしていただいて、本当にあ
りがとうございました。そのほかにご質問の方。

K 皆様がおっしゃいましたように、これは日本の
国情だとか、そういうことで、世界にこれしか日本
はできないというふうになんか決めていらっしゃる
ような感じがいたします。私は日本の国情を、国会
議員の方たちが耳を貸さないのならばもっと国民が
闘って、奥野さんのような、これは戦争の被害者だ
から仕方がないというように決めつけていらっしゃる
男性たち。これは私は戦争の被害者ではありませんが、
戦争の被害とはまた違うと思います。なぜかという
と、これはやっぱり銃をもって弱き性の女性を強引
に自分たちの餌食にした軍国主義時代の男性の暴力

だと思っています。

ですから戦争の被害といえば、私たちだって世界
でただ一つの原爆の被害者であり、ソビエトに連れ
ていかれた私のオジもおりますし、ありとあらゆる
ところで残酷な戦争の被害者はいっぱいおります。
それは敵にも味方にもどっちにもあるのでございま
す。そしてどこの国でも古今東西、レイプというも
のは戦争につきものでございます。ですから私はこ
れが軍人ひとりとか、軍隊だけの、軍隊というもの
は国が持っている本音であって、要は殺人をして勲
章をもらっている殺人集団だと思えます。この殺人
集団だけがなしたレイプなら、私はこれも戦争の被
害だと思えます。だけど、日本という国は、なんと
恥ずかしいことに政府がこれにかかわっていたとい
うことが私の絶対に許せないことなのでございます。
ですから橋本総理が謝罪文をやっと出してくださ
いましたけれども、そうでなくて、どうしてもこれは
二〇〇年も恨むという国がある以上、日本が国際的

にもっと立派になって立っていかねばならない以上は、何とかしてわれわれの世代で国家補償に変えなきゃならないと思います。その国家補償に変えるためには、私たち国民が全部団結して議員たちによつからなきゃならないと思うんです。それをやらないで、これが日本の国情だ。議員がやらない。そんなことを言っていたら駄目じゃないかと思うんです。

私は海外に十何年も駐在いたしましたから、日本を外から見ても、いかに日本が国際的なレベルで落ちているかという点を分かっております。それはわれわれ国民が進んだ議員さんたちが駄目だからだと思えますけれども、その駄目な、あの奥野さんたちのようなグループの自民党をどうしても屈伏させるために、これはただの戦争の被害じゃない。政府がかかわった男性の暴力から起こった被害だということとを絶対に分岐からしめて、そして戦争の被害者だということとで片づけられない。戦争の被害者として国家賠償をすれば、あらゆる国から自分たちも戦争の

被害者だと言って訴え出てくるだろうということもあって、国家賠償できないんだと思います。だけどこれは国家賠償をするべき性質の、戦争の被害以外の問題だと思うんです。男性と女性の暴力で起こった問題に、政府が容認していたという許しがたい問題だと思えます。この政府の責任というものは国際上から見ても誠に恥ずかしい問題で、この問題を日本が国家賠償してきちんとやっていかなかったら、どうして大きな顔をしてこれから世界に日本が、私どもの子孫が大威張りで国際上で働けるとお思いになるんでしょうか。私は議員さんと立ち向かいたいと思います。(拍手)

司会

ありがとうございます。はい後ろの方。

し 先ほどから何度か首相の手紙、いわゆるお詫びの手紙についての話が出ているんですけども、質

問をしたいと思います。

まず、その手紙の中身についてはいろんな評価があつて当然だと思います。私自身はこの文章のなかでは、「女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」というところに「当時の軍の関与の下に」とは書いてありますけれども、だれが女性を傷つけたのかという、「だれが」という主語のない文章ですので非常に問題があると思いますし、英文のほうの訳でも、やっぱり「だれだれによって」という「もしだれだれ」という、それがないので、この文章で政府の非を認めているとは私自身は感じられないんですが、とにかくその中身について評価をお聞きしたいのではなくて、私はこの手紙自体が国民基金を受け取る人に向けられてしか書かれなかった手紙であるというところに大きな問題があると思います。

なぜかという、私は在日の被害者のソン・シンドさんの支援をしていたので、この手紙の中身について自分のいまのような意見は何も言わずに、こう

いう文書が出たということを読んで聞かせたのですが、そのときに、要するに「これは首相が本当に自分で書いた手紙なのか。どんな字で書いてある？」というようなことで、「だれが書いたのか。とても首相が本当に自分で書いたとは思えないし、本当に謝る気はないだろう。この手紙というのはあくまでも一時金を受け取らせるために書いた手紙でしかない」というふうにソンさんは感想を述べていたんです。私自身もあとでよく文章を読んでもみると、やっぱりこの手紙自体が書かれた目的というのは国民基金を受け取る人に対する手紙でしかない。そうすると例えば国民基金はいらないという人、それから国民基金との話し合いが進んでいかない被害者、中国とか、ほかのまだ何もその話し合い自体が進んでいないようなところの被害者というのは、結局、永遠に首相のこれを「お詫び」と言うか、何と言うか分かりませんが、首相の手紙は受け取ることができない。永遠に手紙そのものを受け取ることができない

んだということになると思うんです。

ソン・シンドさんは日本政府の謝罪を求めるという事で、裁判では謝罪文を求めているんですが、どうしようもないような手紙であっても、一度こういう形で首相の名前で手紙が書かれたからには、裁判をいくらやっても、ソンさん自身が求めてきたような謝罪文は多分この手紙がブレイキになって、ちゃんとした謝罪文というのは永遠にももらえないんじゃないかという気がするんですね。

だから国民基金の方々は裁判とか、その補償を求めることに對して邪魔をしないとか、そのことについて賛成をする方もいると思うんですが、現実には国民基金がやっていることというのは、そうやって補償なり、ちゃんとした謝罪を求めている被害者にとってはやっぱりブレイキにしかなくていいんじゃないかという意味で、私はこの手紙というのは歴史的に見ても非常に大きな意味が——意義じゃなくて、意味ですね。こういう中途半端な手紙が出たばかり

に、これから名乗り出ようとする被害者は永遠に手紙さえも受け取れない。

例えばアメリカなどは大統領の手紙というのは、国家補償についているからこそ手紙というのは意義があったと思うんですね。ところが、日本の場合はこの手紙というのは民間基金につけられて、そして政府が医療サービスとか言っているのは、絶対に補償ではないという、そういうものに対する手紙ですから、せめて文章の中身だけでも良ければ、例えば被害者のなかには「私は手紙だけでもいいから欲しい」と言う人も出てくるかもしれないですが、そういう中身とは思えないので、多分それもないと思いますが、やっぱりこの手紙によって生まれた結果というの、私はいいものとは思っていないんです。その辺についてどう考えていらっしゃるのか。

司会

はい。分かりました。あと先ほど手を挙げていら

っしやったでしょう。その方どうぞ。

M 私は基本的なことがいま議論されていますので、具体的で小さなことかもしれないんですが気がなっておりましたことを申し上げたいと思いました。

先ほど見せていただきましたNHKのニュースは放映されました当日に、私も散々迷いに迷って、でもと思って、基金に拠金をした者の一人として、で本当に大変だっただろうなあと、ご努力なすった皆さま方と、それからそれをお受け取りになったヘンソンさんのお顔を見ながら拝見をいたしました。と同時に、大変複雑な感じもいたしました。それは今日こちらに伺いまして、先ほど有馬さんから、実はあのときに、ほかの一方はその会場のそばまで来られたけれども、マスコミの殺到するのを見て帰宅された、というお話がありまして、私が複雑な感じがしたというのはやはりそのことでもあったのかなと思っとうかがいました。今後、さらに幾つかの回

々でそれぞれの方がお受け取りになるということが生じてくるだろうと思います。マリア・ロサ・ヘンソンさんは大変な意思の強い方で、その決意が自分で布を買ってきて、ほかのロラにそのときの暗れのといいますか、それを作ってあげられたほどの決意が画面に表れていたと思いますけれども、人はすべてそういう方ばかりではないということ考えますと、今後の基金の事業とそれからマスコミとの関係について、本当にどう言っていいた分らない、こうしてくださいということをお願いにしたいですけれども、やはり人権という観点からの対応といえますか、そういうことにぜひ――。

細かいことではありますけれども、一言申し上げます。

司会

ありがとうございます。ちょっと時間がないんですがどうしましょう。会場が九時までなんです。

こちらのお返事をさせていただいてからということ
で、和田さんにその首相の手紙についての意見を。

和田呼びかけ人

しさんのほうから手紙のことについてお話がありました。「手紙は不十分である」というお話でありまして、そういうご批判もあらうかと思えます。しかし、一方では「手紙は前進である」と。例えば村山首相が基金が充足したときに出了ました「ごあいさつ」と比べれば明らかに前進している。「道義的な責任というものを痛感する」というふうにはっきり書いている。その一言を日本政府が言うためにどれほどの時間がかかったかということでございますけれども、それをはっきり言った。それから「日本国総理大臣としてお詫びをする」というふうに言っている。このこともやはり意味のあることであろうと思います。そういう意味で、手紙につきましても、これは不十分だという評価と、これは前進だという

評価と、そしてこれを前進と受け止めるというヘンソンさんのお立場もあるし、ソン・シンドさんは、しさんの言葉を信ずれば、これでは駄目だということだったので、非常に残念でございますけれども。

それで、こういうふう到手紙を出したから、なかそれが事態を悪くするという、運動を妨げる。例えば本当の意味の謝罪とか、補償とかいうのを求めている運動を妨げる。あるいは政府の謝罪文を求める裁判を妨げるというような不安がありましたけれども、そういうふうにお考えになっていただきましたくないと思えます。それは、ここでもお話がありましたけれども、やはり「根本的な解決」だとか、「あるべき解決」を求めていくというような運動と、現状の条件のなかでギリギリのところを追求しようとする運動とは助け合っているんだということをどうか確認していただきたいと思えます。

クマラスワミさんの報告もずいぶんと日本政府を助けてくれたものと。そして日本政府が「道義的責

任」というものを非常に明瞭に言うようになったということは、私は「クマラスワミ報告」のあとではないかと思っております。その意味で非常に大きな前進に寄与していただいているものと思います。Bさんたちの運動も当然ですし、それから何よりも挺対協の運動というものも——何といってもわれわれとしては挺対協の運動の迫っているものは常に確認していかなくやらないと思います。しかし、私は、先ほど高崎さんも言われましたし、ほかの方も言われましたが、「三〇〇年間も闘っていく」ということは、やはり運動の仕方としては問題があるのではないかと思っています。日本と韓国との積年の問題、例えば中国人にとりましては日本はいかなる賠償もしていないという問題をこの問題に被せていくというふうにして、「従軍慰安婦」の人たちの肉体のうえで、その生命のうえで、人生のうえで解決しようとすることは難しい。また、そういうふうにするべきでないと。やっぱり日本人と中国人、日

本人と韓国人、朝鮮人、そういうものの全体の努力のなかで関係を変えていかなくやらないもの、そのなかのこれは一つのステップだというふうにあくまでも置かなければ、解決は不能になってしまうのではなからうかと私は思います。

先ほど主婦の方が「国家補償に持っていかなきゃならない」ということをお述べになりました、国家が個人に対して直接的に償いのお金を出すというようなことは法律によってなされれば望ましいという点では、多くの人の一致があると思います。それがどうしたらできるのかという問題ですけれども、これは集会をわれわれが持ちまして、われわれが演説をするというだけでは解決いたしません。根本的には日本の国民の意識が変わらなくやらないのでして、そこには先ほど教科書の問題もあった自民党のそういうような意見もあるわけでして、私ども基金としては、基金が立ててきた議論のなかで基金のパンフレットであるとか、資料であるとか、そういう

ものを日本国民のなかにできるだけ広く広めていくということが、そのようなある意味で言えば政府の立場、それから国会の立場を変えていくのに役立つであろうというふうに、ここに関与している者は思っております。いろんな形でいろんな努力が積み重なって、そういうオーケストラのような努力が積み重ならなければ日本の社会は変わっていかないし、先ほどおっしゃられたようなそういう目標は達せられないだろうと思います。ですから基金のやっておる努力というものをそういうなかに位置づけて、そしてそういう皆様方の運動との関係で考えていただけないか。決して基金が何かしたから、それによってなにか運動がマイナスになったとか、本当の解決がなくなるといふふうに消極的に考えにならないで、基金が何かしていることを自分たちの運動に利用して、自分たちの運動ももっと広めていくといふふうにお考えになっていただければよいのではないかと。韓国の人たちにもそういうふうをお願いしてき

たところですが、理解していただけていませんが、さらに理解をお願いしていくつもりでございます。以上です。

司 公

どうもありがとうございました。あと教科書問題についてのご質問に中嶋さんのほうからちょっと。

中嶋滋運営審議委員

いま和田さんのほうからも教科書問題についての基本的な考え方が述べられましたので、蛇足になりますけれども、私たちが教科書問題というのは真相究明と、歴史的教訓に生かしていくという意味においては非常に重視をしております。先ほどしさんのほうから総理の手紙の中身に対する評価が述べられましたけれども、内閣総理大臣として歴史の教訓に生かしていくことを、同時に自民党総裁の彼が公にしたということの意味もまたあるわけです。

総務会での状況というのは私も承知しておりますし、一部のマスコミがキャンペーンを執拗に張っている。いわゆる「暗黒史観」とか、「昭和史観」というものを克服しなきゃいけない——というキャンペーンを張っていることも承知しております。まだ不十分ですけれども、せっかく中学校の教科書に載るようになったことを逆戻りさせるような動きが現実起こっていて、それをかなりの勢力に育てあげかねない状況にあるということは憂慮すべき事態としてきちんと受け止めて、これを許さない運動を強めなきゃいけないというふうに思っております。

先ほどから何人かの方がだれさんの発言というふうなことを言って、政治家のこの問題に対する認識の浅さとか、歴史観の誤りというのを指摘される言葉がありまして、公職選挙法の違反になるかもしれないですが、私はあえて個人的な思いを言わせていただければ、一〇人の国会議員を生み出すよりも、あの人一人落としたほうが余っ程歴史的意味がある

んじゃないかぐらいに思い詰めておりまして、基金の事業の到達点を冷静に見つめて、この先、どういう形でこれを前に進めていくかということと共通の立場に立ちうるのじゃないかというふうに思っております。そして教科書問題というのは共通に取り組める非常に大きな課題ですし、ぜひこの機会に環境地域でこの教科書問題というのを取り上げていただきたいというふうに思っております。(拍手)

司会

本当に長いことどうもありがとうございました。まだご質問の方がありましたけれども、会場の都合で、もう時間がございませんので、何回もお手を挙げられたのに申しわけございません。基金のほうにお手紙でも、お電話でも何でも構いません。基金のほうにお出ましになっても結構ですから、どうぞまた今後とも意見をどしどしお寄せくださいませ。私どももできるだけ誠実に皆様のご意見を取り入れて今後もしていきたいと思っておりますので、どうぞご支援

くださいます。きょうは長い間ありがとうございました。(拍手)

(閉会)

アジア女性基金債い事業 現状とこれから・大阪

一九九六年一月二十九日(金)午後六時三〇分〜九時
大阪リバーサイドホテル

司 会（野中邦子運営審議委員会副委員長）

アジア女性基金が充足してから一年四ヵ月ほどが過ぎました。その間の歩みなどを今日はご報告いたしまして、その後、質問の時間をたくさん取りまして、皆さん方からご質問を頂き、また先生方から回答して頂きたいと思っております。

アジア基金としましては、皆さんに募金を呼びかけてまいりましたが、多くの方々から募金をいただき本当に有難うございます。そして募金のなかにはこれを早く「慰安婦」の方に届けてあげて下さいとか、励ましの言葉が書き添えてありまして、涙が出るような思いでございます。どうぞ皆さんの忌憚のないご意見、ご提案、お叱りなどをいただきまして、これからの私たちの歩みの糧にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

今日、出席しておりますのは、こちらから呼びかけ人の和田春樹先生、隣が副理事長の有馬真喜子先生、向こう側が運営審議委員の横田洋三先生――

先月まで運営審議委員長をなさってました。その隣が事務局長の和田雅大さんです。

では最初に有馬副理事長よりご挨拶と、これまでの基金のあらましの経過、それと女性の今日的な尊厳事業などについても説明して頂きたいと思えます。

有馬真喜子副理事長

今晚は、有馬でございます。雨のなかこんなにくさんの方においで頂きまして、非常に感激しております。大阪でこのような集まりを持ってくださったことを本当に嬉しく存じます。今日は基金の現状、今の私たちの課題を率直にお話しして頂き、皆さまからの忌憚のないご意見を頂き、今後の私たちの糧にさせて頂きたいと思っております。

私は、理事、呼びかけ人、運営審議委員がそれぞれの専門に仕掛けて細かく話をさせて頂くに先立ちまして、非常にラフにこの基金とはなんなのか、いままでなにをしてきたのかということを、お話し

させて頂きたいと思ひます。

「女性のためのアジア平和国民基金」——略称でアジア女性基金と申しておりますが、一九九五年七月二十九日にスタートいたしました。八月二十五日に新聞を使いまして募金の呼びかけをさせて頂き、それ以来一年数ヶ月の活動を続けてまいりました。

それでお手元に冊子（※）をお渡ししておりますが、ここにあらましが書いてございます。この冊子は事務局が頑張りをまして、今日この集会に間に合やすように出来たばかりでございます。皆さま方に初めてお読み頂くわけでありませう。

この間、私たちが努めてまいりましたことは、一つは国民の皆さまからの情の気持ちをごめた募金を頂戴するべく活動するというでございます。そうして頂いたお金を、元「従軍慰安婦」であった被害者の方々に届けをする、その仕事は元「従軍慰安婦」であった方々への事業としての大きな柱でございます。

それと共にもう一つの柱は、そうした過去の「従軍慰安婦」問題のような、女性の人権と名誉・尊厳を深く傷つけたことに鑑みまして、現在のなおかつ女性の人権に対する侵害が各地で行なわれている、その問題に対処していこうという、今日的な課題でございます。

それぞれについて概略を申し上げますと、元「従軍慰安婦」であった方々に対しては、四本の柱をたてております。

その一つは、日本国の総理大臣が元「慰安婦」であった方々一人一人にお詫びの気持ちを表す、総理のお詫びの手紙でございます。二本目の柱は、国民の皆さまがお寄せくださった情の気持ちを込めたお金をお届けする——基金ではさまざまな討論を経まして、お一人一〇〇万円と決めました。三本目の柱は、政府の予算によって、元「慰安婦」の犠牲者の方々に医療と・福祉の事業をお届けするというものでございます。これは国民の方々からの皆様の

金からではございませんで、政府の予算でございます。どのような事業を行なうかは、基金が被害当事者の方々と相談して進めるというシステムを作りまして、政府のお金を使って医療と福祉をお届けするということです。

四本目の柱は、真相究明でございます。調査・研究といってもいいですが、基金では歴史の教訓とする事業とっておりますが、この「従軍慰安婦」問題というのは、一体なんであったのかということについて、なお研究が進んでいない部分がございます。できるだけ事実を究明し、後々の教訓にしなければなりません。これが四本目の柱でございます。

それぞれの柱についてどこまで来ているかについてお話ししますと、まず最初の総理のお手紙については今年の八月二十四日、フィリピンにおきましてロサ・ヘンソンさんを始めとする四人の方々に総理のお詫びの手紙をお渡しすることができました。

その時点で手紙の内容は明らかにしました。そ

れは日本国総理大臣が過去に女性の名誉と尊厳を傷つけたことがあったということで、そのことについて道義的責任を表明し、お詫びをするというお手紙でございました。その手紙についてもこの冊子に載っております。それが一つ目でございます。

この價いの手紙に関しましては、内閣が替わりまして——総理大臣は替わりませんが、与党の枠組みが若干替わりましたが、内容はそのまま継承されております。ちなみにこの女性のためのアジア平和国民基金の考え方、こうした仕組みを作ろうというのは、村山富市首相のときに与党三党の合意の下にさまざまな討議を重ねてきた結果、私たちの気持ちをどのような形で表すことが出来るのだろうか。さまざまな制約があるなかで、できるだけ精一杯のことをしようというので、選択したのがこの仕組みでございます。そこで今回の第二次橋本内閣の発足にあたって——心配をなさった方々もおありだったように承っておりますが——そのまま継承されてい

るところでございます。

二番目が償い金でございます。二〇〇万円がどの程度お届けできているかということですが、フィリピンで六人の方が受け取っておいでになります。細かいことは、もし必要でございましたら、後ほど話させていただきますが、六人の方が受け取っておいでになりまして、現在申請中の方が四人おいでになります。

この総理のお手紙と償い金に関しては、私たちが原則としておりますのは、誰が元「従軍慰安婦」であったかということの認定は、それぞれの国の政府と民間団体との話し合いによって——国によっていろいろ事情がありますが、最終的に政府が元「従軍慰安婦」であったと認定した方々にお届けをするということしております。

なぜかという、総理のお手紙や国民の皆さまから寄せられた尊いお金を、あいまいな形でお渡しすることがあってはいけませんので、きちっとした認

定をそれぞれの政府にさせていただいて、その上でお届けするという仕組みをとっております。

こういう仕組みが、現在可能である国がフィリピン、韓国、台湾でございまして、他の国につきましては、なお交渉が進んでいる。それぞれの政府や民間団体との間でさまざまな話し合いが行なわれている段階とご理解いただきたいと思います。

三番目の医療・福祉支援事業に関しては、政府あるいは支援団体との間で、まだ被害当事者の希望をいれまして、いろいろな話し合いが行なわれております。どのようなものに対して、政府の予算で医療・福祉支援事業として実施することができかについては一定の基準が出来上がっております。もちろん医療費であるとか、薬代であるとか、それから元「慰安婦」の方は高齢でございましてから車椅子であるとか、杖であるとか、指圧を受けられるとか、あるいは居住しやすいように家を改造する費用であるとか、そのような費用として医療・福祉の事

業としてお届けするところまでは合意が出来ております。

次に真相究明、歴史の教訓とする事業は、基金の内部にチームがスタートしておりまして、外部の方にも参加していただいて、いまそれぞれの研究が始まったばかりでございます。

おおよそ、元「従軍慰安婦」であった方々への事業——私たちはこれを憤い事業と呼んでおります、については以上の通りでございます。

もう一方の、現在の女性に対する人権侵害、暴力に関する事業にしましては、中心となりますのは、こうした暴力の被害にあった方々への支援の活動をしておられるNGOの方々への、支援ということが中心になろうかと思っております。

これにしましては、この一〇月から募集を始めて二ヶ月まで、こうした活動をしていて基金の支援に興味がある方は、申し込んで頂きたい。民間の運動——たとえばシュルターをやっているけれど

もお金が十分でないとか、あるいは女性に対する暴力の調査研究をしたいんだけど、お金がないためになかなかできないんだとか、また強姦救援センターのようなことをやろうと思ってるんだけど、どうやってやればいいんだろうか、その予備調査を試みたいとか、あるいは海外の——たとえば日本の男性と海外の女性との間で生まれた子どもたちを支援している人たちを支援するということでもかまいませんが、そういう活動に対してなんらかの支援をさせて頂ければというのが、活動の中心になろうかと思っております。必要でございましたら、わたし何部か申し込み用紙を持ってきましたので置いてまいります。

その他には、こうした女性の人権に関する国際セミナーを行なうとか——女性の暴力の問題については日本ではまだほとんど手が付いていないんです。行政もほとんど手が付いていない状態ですから、まず基礎的な調査を行なっていくようなことからやっ

てみてはどうだろうかとか、いろんな話がでておりまして、いずれにいたしましてもこれは政府のお金でやることでございまして、私どもはそういうプログラムを作るといふ作業が中心でございしますが、過去の反省の上になって、未来へつなげていくという意味で、こうした現代の女性に対する暴力に関する問題にもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

大きな二つのことの概略は以上の通りでございます。なにかご質問がございましたら、後でお話しさせていただきます。

(※アジア女性基金発行の二冊目のパンフレット)

司会

ありがとうございます。次に和田呼びかけ人から、基金の政治的・歴史的意義とか、韓国の状況とか、いろいろ含めてお話し頂きたいと思えます。

和田春樹呼びかけ人

和田でございます。いろいろお話し申し上げたいことがございますが、時間が短いので八月に韓国に参りましたときのことを中心にお話しさせていただきます。

フィリピンでの事業の開始と並びまして、韓国でもこの價いの事業を開始したいということで、八月に、司会をしておられる野中さんも含めまして四人ほどで韓国にまいりました。そしてそこで首相のお詫びの手紙が出たということ、それから被害を受けたハルモニに対して、お一人あたり国民から集められた基金より二〇〇万円の價い金を差し上げたということと、医療・福祉の事業は、政府資金の拠出により、韓国につきましてはお一人三〇〇万円程度の医療・福祉支援援助を行なうということ。

この医療・福祉支援事業は総額七億円ほどでございますけれども、韓国についてはお一人三〇〇万円程度の事業をさせていただきたいということでございます。

ます。これはもちろん団体ができましたなら、その団体を通じてその事業を進めていくということになっているのでございます。

そのような案を持ちまして韓国に参りました。それで韓国では被害者を一元的に代表する団体がございますんで、「挺身隊問題対策協議会」(提対協)というのがございますけれど、これは運動団体ですが、この提対協の方に面会を申し込んだのですが、提対協の方では断固として面会を拒否するということでしたので、やむをえず、私たちは被害者のハルモニ一人一人の方にお目にかかるよう、いろんな努力をしたわけでございます。

二〇数名の方にお目にかかりましたが、そのなかでお二人は、この基金の新しい提案は拒絶する——つまりこれでは納得できない、あくまで隣っていくというお話しでした。二名の方は基金の提案を受け入れたいとはっきり表明されました。あと二〇名くらいの方々のご意見は、条件次第である、条

件次第で受け入れたいと。

それは政府が一人あたり三〇〇万円程度の事業をするというのは、非常に肯定的にみるけれども、そうであれば一括現金で、三〇〇万円を政府の方から出して欲しい。基金を通じて集めた二〇〇万円と合わせて五〇〇万円を、一括現金で支払ってくれるのであれば、受けとめたいという考えを述べられた方も多かったのございます。いろいろな困難ななかで六年間も運動してこられた方々でございますので、いろんなご苦勞もあるということもよく拝察されました。

被害者のお宅にもお訪ねいたしましたので、いろいろと胸のふさがるようなことも多かったわけでございます。国会議員の方々にもお目にかかり、お願いしてきました。それはもしも韓国でフィリピン同様に受け取りたいという人が現われた場合に、韓国の社会としては、どういうふうに反応するかということですが。

議員の方々の反応はいろいろで、もし韓国政府が認めれば、議会で反対することはないというご意見もあったし、それはもうハルモニ一人一人の判断に待つことであるという考えも出されました。あと新聞社にもいろいろ要請してまいりました。新聞社にも、もしも受け取るという方が出られた場合に、やはり韓国社会としてどうされるのか、ということを伺ったわけでございます。もちろん一番大きな問題は挺対協が面会を拒否されているということでございます。

いろんなプロセスがございしますが、初めはまったくお目にかかることが出来なかったのですが、後でキリスト教のシンボジウムがありまして、挺対協のユン・ジョンオク先生とお話しする機会がございました。ユン先生は、この元「慰安婦」問題について最初に問題を提起された方で、その方のご努力というものに私たちは非常に感謝いたしておるわけでございます。

ユン先生とのお話しは、残念ながら平行線をたどりました。一番大きな問題は、道義的責任と法的責任論でございます。私は、現在の状況で日本の政府は道義的責任を認めている。いままで責任を認めていなかった政府がそこまできた。そして国民もこれをバックアップしているという状況である。もちろんそれでは駄目だという意見もあることは明らかでございますけど、国民は算金を通じてこの政府の道義的責任を認めるという態度を支持している。これがもつと国民のなかに広まって日本国民の大きな力となっていくことを願っている。法律的責任を認めていくということはなかなか難しい問題がありますので——これは後から横田先生からお話しがあると思いますが——道義的責任をみとめるということは、非常に重要だと思うことを申しました。

先生の方は、道義的責任を認めたといって前進があるかどうかだけでも、法的責任を認めなければ、前進がないのと同じことである。ゼロである。まあ

このようなことでございます。クマラスワミさんの報告では、道義的責任を認めたのはよいが、法的責任まで認めろというながしでございませう。ユン先生は法的責任を認めなければ、道義的責任を認めた意味もないという考えのようでありました。

それから二番目に、政府が直接、予算から個人に対して償いをどうして出来ないのかという問題でございませう。私は立法があれば出来ませう。しかし現在の日本の状況では残念ながら立法は出来ない、と申し上げたわけですね。自民党のお考え、政府の役人のお考え、その他の党派のお考えと、全体を考えると、今のところコンセンサスをつくって、基金のような形でやっていくのがぎりぎりのところであらうというのを私が申しましたところ、挺隊協の方から十分に聞いてもせず、敗北主義であると厳しいお叱りを頂きました。

しかし私たちとしては、立法が出来るというのであれば、当然立法のために努力すべきであると思ひ

ますが、目下のところ立法が可能という展望がない以上、立法のことを語って、現在の可能性を追求しないということは誤魔化しであるという気持ちを持つておりますので、そのように申しました。

三番目に、基金を受け取る人はいないと挺隊協はおっしゃっていますが、もし受け取る人が現われたならば、フィリピンのリラ・ピリピナのように、基金に反対だけでも、その人を援助するという態度をとって欲しい。もう六年間も闘ってきた人たちは、なんらかの成果を得たいと望んでおられるのではないかと。自分たちの運動の成果として、日本政府の態度の変化、日本国民の何らかの行動というものを受けとめたいと望んでおられるのではないかと。

もっと闘い続けたいといわれれば、もちろんそれでよろしいわけですが、基金の提案を受けとめたという人が出てきたら受けとめて欲しいとお願ひしました。そしてユン先生たちがこれは駄目だと、もっと闘おうと言われれば、決して問題は終わらな

い。これで終わりだと思わずに、考えてほしいとお願ひしたのですが、「これを受け取る事になったら運動は終わってしまう」というのがユン先生のお考えです。断固拒絶して一〇〇年かかって聞ていきたいというお考えです。

私はもちろん、そのお気持ちはよく分かるわけでございますが、東北アジアの現在の厳しい状況の下で、韓国と日本は協力しあっていかなければなりませんので、問題を少しづつ解決していくという、そういう考え方も必要なのではないかと思っております。

キリスト者の方々がそこにおられまして、話を聞かれていらっしゃるうちに、ハルモニたちのために、日本の側の主張を拒絶するだけではどうしようもないという事で、募金を開始するという考えになりました。それで現在、韓国では募金をいたしております。一人あたり一〇〇万円を支給すべく募金をしておられます。クリスチャンを中心にして。

もちろん私は、そのような募金をなされるということは、大いに結構だと思いますが、そのおり、その場におられた韓国のクリスチャンの中には、日本人たちが募金をしたというその誠意を拒絶して、韓国側が募金をするという事になったら、問題があるということと言われた方もおられました。

対抗的に募金がなされるということではなくて、それぞれが意味を持つようにしてほしい。つまり基金に対抗して募金がなされることでないように願っておりますが、現在のところ基金に対抗するために募金がなされているという、残念な状況であります。

キリスト者の人たちがこの募金活動をしたときに、橋本氏がやっていることでは駄目だというお考えがあるようです。靖国神社に参拝した橋本首相の手紙では駄目だというお考えのようでございます。もちろん靖国神社参拝にはいろいろご意見があることは確かですし、私ももちろん反対でございますが、橋本さんというわれわれの首相を中心に現在まで

進めてきたことを、相手にせずという態度はとって欲しくないと思っています。

それから最後でございますが、先月、キム・オンスクさんというハルモニが亡くなりました。キムさんは、基金からの提案を受けとめようというグループに属されておられました。しかしキム・オンスクさんの死は、基金からの提案を拒絶する、それがハルモニの意志であるという発表に使われているような感じがいたします。残念なことであります。長い間運動をされてきて、裁判を起こして、闘ってこられた方が亡くなっていかれた。非常に重い意味があると思います。

私たちとしては、あらためて受け取ろうという人が現われたら、その人の気持ちは尊重して頂けるように、そして闘い続けようという人があれば、それはさらに支えて闘って頂くように、それが問題解決のためによい態度であろうと申したいのです。

司会

どうもありがとうございました。

次に横田審議委員から、国連人権小委員会に出席されて、このアジア女性基金がどのような取り扱いになっているのか——いろいろ噂とか、間違った情報が飛びかっているようですので——つぶさにその様子をお話頂きます。

横田洋三審議委員

ご紹介頂きました横田でございます。

国連の場で「慰安婦」の問題が提起されましたのは、いくつかのNGOによって九一年頃からでした。NGOがある程度オブザーバーとしての発言が認められている人権委員会、およびその下にある専門家の人権小委員会、そういう場が中心でした。

昨年夏の北京の世界女性会議でも、この問題はとくにNGOを中心に大きく問題にされたという経過があります。昨年春の人権委員会ラディカ・クマ

ラスワミさんという方が——この方は女性に対する暴力というテーマの特別報告者で、とくにその一つの歴史的事例として、「従軍慰安婦問題」をとりあげることとで、昨年の一月にその報告が人権委員会に提出されたという経緯がございます。

で、そのころから国連の場での審議が活発になってきました。クマラスワミさんの報告書は、家庭内暴力の問題とか、職場でのセクハラであるとか、広く女性に対する暴力の問題を扱っていきまして、戦時における女性に対する暴力の問題では、ボスニア・ヘルツェゴビナ、あるいはルアンダといったところで起こっている出来事に対して、詳しい報告がなされております。そしてその報告書に付属文書がついておりまして、その付属文書の第一というのに——これは三七頁にわたる長文のものです。『従軍慰安婦』問題を詳細に報告しているのです。

そのなかで事実関係と法律的な分析の両方を行っておりまして、結論的に六つのことを勧告しております。

す。第一は日本政府による慰安所設置の国際法の違反性を認め国際責任を受諾するようにという勧告でございます。第二は個人補償を行なうこと。第三は関係資料の公開。第四は公的な謝罪。第五は教育・啓発によって将来同じようなことが二度と起こらないように努める。そして第六に可能な限り責任者を処罰する——という勧告になっております。

このクマラスワミ報告書に対しては人権委員会でもいくつかの国が発言しました。韓国、フィリピン、中国、そして日本が人権委員会の委員国として発言しました。朝鮮民主主義人民共和国は委員国ではありませんが、オブザーバーの立場で発言しました。非常に厳しい発言をした国は、朝鮮民主主義人民共和国、韓国です。若干の理解を示した国としてはフィリピンがでございます。中国はやはり日本に対して厳しい発言でした。

その議論の結果として、「女性に対する暴力」という非常に大きなテーマの決議文が採択されました。

これは八頁にわたる長文の決議文ですが、その中の最後のほうに三行ほど「慰安婦」に関連すると思われる言及がございます。「慰安婦」という言葉が必ずしも適切でないということで、戦時性奴隷という言葉が使われることがあるわけですけど、このような言葉も使われておりませんで、どういう表現になっているかと申しますと、クマラスワミ特別報告者の仕事を歓迎し（この仕事というのは、女性に対する暴力全体にわたるものですが、それに付属文書第一がついておりまして、それに「慰安婦」に関する問題もありますので、両方の報告書について）「We note」するという言葉で表現されております。

日本語では「留意する」というふうに訳しておりますが、そういう決議案が採択されました。そして条件付きですが、日本政府に対しては法的責任を認めるよう勧告しております。そのなかでアジア女性基金についても言及しております、それは道徳的な観点から歓迎するという表現になっております。

ただし法的な責任はこれで尽くされてはいないという形になっております。

それを受けまして今年の八月に人権小委員会が開かれました。この人権委員会に私は一九八八年から代理人という立場で出席しております、「慰安婦」の問題が取り上げられるようになりました九一年頃から、この議論については、当然のことながら強い関心を持って関わってきたわけです。

人権小委員会では、リンダ・シャベスさんというアメリカ女性の委員が——いまは代わりましたけれども——戦時における女性に対する暴力の研究をされていて、日本にも来られて元「慰安婦」の方向人かと会われて、フィリピンにもいらっやって何人かの方に会われて、それについての報告をされました。

それとは別に、この方もすでに委員ではなくなりましたが、当時の委員であったオランダのファン・ボーベンさんという方が、人権侵害の被害者に対する

る補償の問題について研究をして、「慰安婦」問題についても言及しまして、たとえば行政裁判所あるいは常設裁判所を使って解決する方法が一つ考えられるということと言及した報告書がございます。

さらに人権委員会には奴隷制作業部会という五人の委員からなる作業部会がございまして、そこでこの問題が議論され、NGOからの発言もありました。そういう中で奴隷制作業部会の報告にもとづく決議というのが、昨年採択され、そして今年も採択されたという経緯でございます。

昨年は、日本政府がオブザーバーとして――専門家の小委員会ですので、政府代表はオブザーバーという立場でしか発言できませんが、日本政府がアジア女性基金を作ったことから立ち上げるという報告がありましたので、その報告書について、これは意味のあるステップであるという内容の決議を奴隷性作業部会の決議として採択し、本委員会においてもそれが承認されたという経緯がございます。

なおシャベスさんはこの問題に関して、積極的に問題解決に取り組んで欲しいということを日本政府に求めまして、アメリカの場合の第二次大戦中の日系人の強制キャンプ収容に関して、アメリカ政府というか、アメリカ議会がとった、道義的立場から一人二万ドル、大体二〇〇万円を少しこえる金額を払ったケースを参考にして、年をとってこられているし、病氣の方もいらっしゃるから、なるべく早く、とにかく道義的な立場からでもよいから、なにかをすべきではないかという発言をされたわけですが。

日本政府はそれに対して、慰安所を設置してこれを運営した責任があるということで、道義的な立場から一定の対応をするということと、人権小委員会場で発言いたしました。これに対して委員の一人であるノルウェーのアイデンさんという方が、日本政府がこの問題を積極的に取り組むことは大変歓迎できることだという発言をされました。

今年の人権小委員会での議論をごく簡単にご紹介

させていただきますが、まずNGOがオブザーバーとしていくつか発言をしました。こまかい首肯をしたのもございますが、大きく四つのNGOにつきまして紹介させていただきます。

リベリューションという団体。これはクマラスワミ報告書を歓迎して、日本は資料を公開し、アジア女性基金を作って責任逃れをしているのはよくない、という発言をしました。

国際法律家委員会は、日本でのこの問題に対する進展は歓迎する。しかしこれだけでは効果的な対応ではない。道義的責任だけでなく法的な責任も果たすべきである。民間基金は法的責任を配慮していない。行政裁判所を作って解決すべきだというトーン

の発言をしました。

インターナショナル・リコンスリエイション。この問題で大変活動しておられる日本の戸塚弁護士が代表として発言されまして、日本政府は法的責任を認めていないということを批判しました。日本政府

はクマラスワミ報告書を真剣に検討すべきであると発言しました。

イマドウルという日本にベースのあるNGOは、日本の道義的な責任、法的な責任の両方を問題にすべきだというトーンの発言をしまして、アジア女性基金は道義的責任を果たすものでそれなりの意味はあるけれど、しかし償い金は法的なものではないので、多くの犠牲者が受け取らないという現状のなかで、さらに特別立法などの対応をすべきではないかという発言がありました。

日本政府はこれらのNGOの発言を受けまして、女性基金の八月の時点での進展がございましたので、大體、先程有馬副理事長がご紹介されたような、アジア女性基金の活動状況について報告したわけでございます。この点につきましては、韓国政府は——オブザーバーですが、公式に日本政府に補償を請求するということはないけれども、日本政府が被害者の納得のいくように解決するように期待するとい

う発言をされました。

朝鮮民主主義人民共和国は、日本は「慰安婦」の人権を踏み躪り国際法に違反した。法的責任を認め、謝罪し、被害者に対して補償すべきである。真相究明を行ない、責任者を処罰して二度とこういうことが起きないような措置をとるべきだ。大体クマラスワミ報告書と内容が似通った発言だったかと思いますが。フィリピン政府代表は非常に短かったのですが、日本政府の対応をフィリピン政府としては、*"take note"*、すると、まあ中立的な発言でしたけれども、短い発言がございました。

人権小委員会というのは、二十六人の委員からなる専門家の会議ですので、その専門家の方がどういう意見を述べるかということ、私どもも関係者も注目しているわけですが、そのなかの発言のいくつかを紹介させていただきます。

アメリカの委員・マクドールガルさんは、昨年の人権小委員会の決議で「日本政府の対応を意味ある措

置だ」としたこと言及されて、これを留意すると発言をされております。イギリスのバリーさんはこの問題について非常に詳しくご存じの方で、いままで日本政府に厳しい注文をつけてこられた方ですが、「日本政府がここまで対応してきたことには感謝する。まだこれは最終到達点ではない、橋本総理大臣の手紙は一つのすぐれた成果である」。

"Fennat Table"、という言葉を使っておられましたが、僕のお金を一人二〇〇万円ということとで、それを国民の参加で集めるということは、国民に対して教育・啓発するという意味も含めて好ましいものだ。アジア女性基金は問題の解決の障害にはならないと自分は考えるようになった。いままでは基金は障害になると考えていたけれども、ここでの議論を聞き、日本政府の説明を聞いて、自分の考えを変えたという発言をしました。なおこの問題の解決には道のりがある、その中で一つ日本政府が考えてもよいことは、象徴的な意味でも基金に日本政

府がお金を融金することではないか、ということをしておりま

す。被書者を代表する人たちに——ということ、そこで発言したNGOの方を含めてだと思いますが——言いたいとおっしゃって、被書者が日に日に年をとっていること、そしてその中にはいままうにもお金を必要とする人がいるということを考慮して欲しいと発言されました。

ブラジルのリングレンという方は、基金が国民からの寄付で行なわれることは大変結構なことだと思う。国が解決できないことに国民が協力するということは、他の人権問題の解決にむけても一つの参考になると発言されました。マキシムさんというルーマニアの方は、日本政府の対応に大変満足している。一九九三年に奴隷性作業部会で自分が議長をしている時にこの問題が取り上げられ、その後二年間の間に大きな進展があったと理解している。現在の解決案はすべての人が受け入れる答えではないかもしれ

ないが、現実的にみれば日本の対応はポジティブ（積極的）であると評価できる。この日本政府の情報（積極的）であると評価できる。この日本政府の情報を考慮に入れて、奴隷性作業部会の決議案——これが今年の小委員会の決議案になるわけですが、その文章の中に、原案は日本政府の情報に留意するという表現だったわけですが、これを意味のある情報を歓迎するという表現に変えたいという提案をして、これは全員一致で認められました。

中国のファン委員は日本政府の対応に対しては厳しい発言をしました。ただ「慰安婦」の問題、アジア女性基金に対しては直接判断を下さずに、日本の政治家の中にいぜんとして過去の日本の行ったことに対する深い反省がない発言や行動が見られるのは、大変に残念であるというトーンでの発言がございました。

今年の人権小委員会の議長はノルウェーのアイゼンさんという、これは長い間委員であった人で、人権問題で国際的に活動している人ですけれども、この

人が議長でありながら、連の議論を聞きまして、とくに議長場で発言を求めて、自分はこの問題をずっと人権小委員会で聞いてきたけれども、今回のこの一連の動きというのは国連の人権機関とそれから加盟国政府——この場合には日本ですが——とか、お互いに積極的に、建設的に協力してコンストラクティブ・コーポレーションという言葉を使っているが、建設的な協力によって、一つの解決の道を探ろうとしている良い例であるということを発表されました。

私自身、アジア女性基金の運営審議会の委員で、そして八月までその委員長という立場でアジア女性基金に関わってまいりましたが、なぜ関わってきたかといいますと、一九九二年以来、この問題が人権小委員会に取り上げられ、私なりに問題を理解し、日本がどう対応するのが国際社会で受け入れられるのかということを考え、日本政府に私の立場からの提言もしてまいりました。

国連での議論と日本の対応とが、まだ一〇〇%一致しているわけではありませんが、一つの解決の方向に向けて動いているということで、私なりにこの問題に関わってきたと考えております。質問がありましたら後ほどお受けしたいと思います。

司 会

つぎに和田事務局長から募金の状況についてご報告をお願いいたします。

和田雅夫事務局長

簡単に報告させて頂きます。お配りしましたパンフレットの三四頁に、募金の状況が出ておりますが、これは原稿を作っている段階の八月二二日現在の額でございます。最新の数字は十一月五日付けで四億六千七百四十八万七千四百と、八月の段階から二八〇万円ほど増えております。これも皆さま方の暖かいご支援のたまものと御礼申し上げます。

げます。ご承知のことと思いますが、所得税法、法人税法の優遇措置というのは、来年の三月まで延長されましたので、また引き続きお願いしたいと思っています。

司会

一応委員の方から、いままでのあらましの報告をさして頂きました。

今度は皆さまからご質問を頂きたいと思います。質問に関しては、どの委員さんに聞きたいというのでもいいですし、そうではなくておっしゃって頂いても結構です。

A いろいろお忙しいところをおいで頂きありがとうございます。一つ目、なぜ国家賠償が出来ないのでしょうか。呼びかけ人の和田さんから政治状況の話がありましたけれど、国際法上なぜ出来ないのか、国際法は賠償は決着済みという考えが主流ですけれ

ども、そういう考え方がどういう理屈で出てくるのか、多分女性基金の活動の中で、国家賠償を求めていくというのがあったと記憶していますが、そのなかで外務省の条約局と交渉を持つということもあつたかと思いますが、そのときどういうふうな考え方で、理論で、出来ないということなのか教えて頂きたい。

二つ目が対象者の特定。これにつきましてはいま副理事長から話があつて、そういうふうの実施をするということが決まったというのでいいんですか。

司会

その点は各国によって違いますので、もし詳しい話が必要でしたら後で報告して頂きます。国際法の問題だけ、国際法の権威である横田先生からご報告して頂きたいと思います。

横田運営審議委員

いまの質問については大変重要な点ですし、ポイントでもあるんですけども、なぜ出来ないかという質問に対しては、おそらく私よりも政府が答えるべき問題だと思います。

政府が出来ないといってるんですが、私が理解している政府の立場というのは、第二次大戦中の日本政府が行なった行為から生じた請求の問題は、国からも出てきますし、個人からも出てきます。あるいは会社のようなところからも出てくる。これについてはサンフランシスコ講和条約に調印しなかった国もありますし、その場合には、二国間条約がその後結ばれて——韓国などはその例ですが、そういう国々との条約の中で、明文でお互いにこの問題は、これ以上持ち出さないという規定がございまして、それに基づいて問題は法的に解決しているというのが、日本政府の公式の説明になっております。

その先の問題なんです、私どもも国際法をやっている立場で申しますと、サンフランシスコ講和条約

や、日韓条約で、お互いの請求権を放棄しあうということをやるわけですけど、その規定はあくまでも国が持っている権利の放棄であって、仮に個人がなんらかの請求権を持っているとすれば、その請求権はサンフランシスコ条約や、その他の二国間条約で放棄できるはずがないわけですね。

国の権利でないものを国が放棄できないという考え方、この点は日本政府も認めている考え方になっております。

そこで次の問題なんですけど、それでは個人の請求権というのは、どうなるのかということなんですけど、ここが国際法の分野では非常に難しく、比較的最近まで——最近は少しづつ考えは変わってきているのですが——一九五〇年代ぐらいまでは、個人の国際法上の地位については、それを認めない考え方というのが有力だったわけです。ルイ・ルブールというフランスの学者の考え方はやや特殊で、国家も国際法の主体ではないんだ、すべてが個人な

んだという考え方に基づく議論で、これは国際法の分野で受け入れられない考え方になってしまっているんです。

ですから一九九〇年代ぐらいまでの国際法の下では、個人が国際法上の権利侵害に基づく請求権を持つことは、国際法上は認められないという考え方が強かった。その頃の国際法に照らせば、個人は国際法上、請求権をもっていなかったという議論もあるわけです。

一月二二、二三日と大阪国際大学で国際法学会というのが開かれまして、そこで「従軍慰安婦の権利と国際法」というテーマの報告・討論が行なわれました。そこにこの問題について研究しておられる神奈川大学の阿部浩己先生、それから弁護士でフィリピン人の被害者における訴訟の代理人になっている、林陽子先生が――アジア女性基金の運営審議委員でもあります、報告者になり、外務省の人権難民課長の川田さんと私がコメンテータというこ

とで開催しました。その場ででも阿部先生は、個人が国際法上請求権を持ち、請求するための手続き、請求する場があるかどうかについては、必ずしも国際法の分野で立証されているといえないし、クマラスワミ報告においても、この点は立証されていないという、内容の報告をされました。

私もこの阿部先生の判断が国際法学会の大多数の意見を反映しているのではないかと思います。これはいいとか悪いとかではなくて、実定国際法としてそういう状況にある。これをなんとか変えていけないかというのが、阿部先生の報告の中心であったわけです。その考え方を変えていかなければいけないということ、国家中心の国際法観から個人に目を向けた国際法観に変える時期にいまあるということ、阿部先生はこの問題をもう一度国際法で再構成しなおす必要があるということでした。

しかしそれは必ずしも阿部先生が自信をもって、これのとおりのクレームを作ったので、皆さん

考えて下さいという形で出されたものではなくて、今後、検討すべき課題だという形の問題提起だったと思います。

この他に国際法の分野ではいろいろと問題がありますが、一寸その点は横においてですね、賠償という点なんですが、賠償というのは法的な違法行為によって損害が生じた場合に、それに対して違法行為を行なった責任者が金銭的に被害を補填するということですね。それでよろしいわけなんですが、しばしば補償、賠償という言葉がいろいろに使われておりますので、一言申し上げますと、日本政府は法的責任はもうない、解決済みだ。だから法的賠償はない、出来ない。これが一つですね。

もう一つ、日本政府の言っていることで私どもと考えの違いがあるのですが、日本政府は道義的な責任は認めている。それに基づいてアジア女性基金を作り、国民から寄付を集め、政府の予算を使って、医療・福祉支援事業とか、あるいは女性に対する尊

厳事業を行なうことになったわけです。これはあくまでも道義的な責任から出てきていることなんです。私どもが感じるのは道義的な責任の範囲内でも、たとえばアジア女性基金の被害者一人一人にお渡しする償い金の基金に政府が拠金することは、これは可能ではないかという考えを私は持っておりますけれども、この点についての日本政府の態度は、やはりそこでお金を出すと、どうしても法的な責任につながってしまうという考え方だと思います。そこにお金を出すことは出来ないという考えなのです。

しかしこの法的な問題は決着はついておりませんので、今後やはり私自身を含めて、国際法学会、その他の場所で議論を進めていきたいと思っております。一つ言えることは、法的にまだ議論が煮詰まらず、結論を出すのに時間がかかる問題です。で、先程からいろいろな方が言及しておられるように、被害者の方が高齢でいらっしやって、私どもは道義的な責任を持っております、法的責任は今後、国

憲法の立場からも検討を加え、阿部先生のような方向で、より積極的に進めようという考え方もおられますので、検討していきたいと思えます。

一応それが憲法の議論なんですが、ご質問に戻りますと、なぜかという答えは、日本政府が出さないでちょっと正確でないかもしれません。

司会

ありがとうございます。難しい問題で、それこそ法的な責任、道義的責任、いったいどうなんだろうということではっきりいうとアジア女性基金も悩んでいますし、またそれに反対運動をなさっている方もたくさんあるわけでございます。

ご質問はいかがでしょうか。お名前おっしゃって下さい。

B 私は労働組合員で、労働組合で呼びかけた国民基金にいまの段階で賛成していない人間なんですけ

れども、いくつかお聞きしたいと思います。

有馬さんにお聞きしたいの基金に寄せられたお金は大事なお金なのに、総理大臣が決めることだったんですが、その認定基準を教えてほしいのと、本人が申し出て、それが「慰安婦」でないということが本当にあるのかな、そういう場合にはどう解決していくのかというのがぼくには見えない。それとも一つ、歴史の教訓とする事業が基金の事業の中にありますが、政府が持つ文庫を調査したり、聞き取り調査を行なうとありましたけれども、この基金が出来て一年間でどのような成果が、どういう形で残っているのかということをお教え頂きたいと思えます。

あと和田さんにお聞きしたいのですが、渡韓されて二〇数名の「慰安婦」の方とお会いしたそうですが、それをどのようにお探しになって、「慰安婦」の方だということでお面されたのか、なにか名簿を見たのか、一人一人当たっていかれるのか教えて欲しいのと、ばくも慰安婦が反対しているということ

が、一番迷っているところで、結局、基金に賛同できなかったのは、その「慰安婦」の方たちの中で受ける方、受け取らない方の中で、不幸な溝が出来てしまうということで、ぼくは一番心の中に残って、おかしいと思います。

有馬副理事長

どうも質問ありがとうございます。最初におっしゃった認定基準のところでございますが、私が最初に申し上げたのは、まず基金は運営費に關しましては政府から出されているものでございまして、私たちは民間の団体でございますが政府と二人三脚で仕事をこなしているというスタンスを持っております。しかし政府の姿勢と私たちの姿勢は、必ずしも同じではありません。意見の違うところもかなりございます。

認定でございますが、それぞれの国の政府が認定をした人という基準を私たちは作っております。そ

れでフィリピンの例を申し上げますと、政府が一方的に認めるということではありませんで、フィリンには先ほど横田先生もおふれになりましたけど、リラ・ピリピーナというNGOがあります。このNGOはガブリエラという大きな組織のなかで、「慰安婦」問題を専門的に扱っている団体でございます。過去四年間にわたって、フィリンで「慰安婦」の人々に名乗り出てほしいという呼びかけをしてきました。

そして名乗り出た人たちに対して、一人に二度にわたってどういう状況で慰安所に連れていかれたのか、どれぐらいの期間、「慰安婦」をさせられたのか、どういう状況であったのか、という聞き取りを行なってきた、膨大な記録を持っている大変素晴らしい活動をしているNGOの団体でございます。

今回どのような仕組みをとっているかといいますと、私たちはこのリラ・ピリピーナと話し合いを続けてまいりまして、リラ・ピリピーナは「慰安婦」

の方々の中には、いま受け取るという立場の人と、受け取りたくないという立場の人と、両方あると。

しかし支援団体の取るべき立場は、その両方を支援することではないか、というのがリラ・ピリピーナの立場でございます。受け取る人も支援する。受け取りたくない人も支援する。それで受け取りたいという立場の人に、リラ・ピリピーナは「アジア女性基金のための委員会」というものを、別に作りました。そこには弁護士さんとか精神分析の治療にあたっている方とか、歴史学者とか調査専門家とかからなる委員会を作しまして、受け取りたい方は、その委員会を通じて、政府に申し出をすると、その申し出を支援しようという立場をリラ・ピリピーナがとったわけです。

リラ・ピリピーナの代表はよく知られているネリ・ア・サンチョという女性ですが、リラから出されてきた被害者の方や、さらにアジア女性基金として一般に広く新聞とか、その他を通じて広告をいたしま

して、申し出て下さいということにして、そして申し出た方々、それはどういうルートをとってもいいんです、リラからきてもいいし、私たちにお寄せくださってもいいんですが、その方々の書類をフィリピンの司法省に出します。フィリピンの政府のなかには、司法省、外務省、社会福祉省、その他から構成されております「慰安婦」のためのタクスフォーというのがあります。そこがこの方が「慰安婦」であったかどうかをその資料に基づいて認定するという手続きを取っております。

具体的には司法省の検事さんが当たります。その間にいろんな問題が起こったときには、リラ・ピリピーナの委員会と政府が話し合いをするというスキームを私たちが作りまして、なにかあった時はこのNGOに政府が相談する。

で、このリラ・ピリピーナの委員会の人たちは、司法省の検事さんのインタビューを、元「慰安婦」の方々から受ける時にそこに付き添うとか、いろん

な具体的なことを決めて、そういう形で政府の認定を受けて、その認定を受けた方々に私たちが皆さまのお金と手紙をお届けするというシステムを取っております。

今後韓国、台湾も同じシステムになると思います。つまりそれぞれの国の政府とNGOとの両方が動かなければこの問題は解決するものではない。政府だけがあなたはどうですというようなことはあり得ないことでございまして、問題を発掘して人々の注意をここに引き付け、問題提起をしたのはNGOなんでございます。

あと一言、フィリピンでそういう作業を通じて判ってきたことは、ほんとに一人一人の問題だということ。元「慰安婦」であった方々はすでに七〇歳代以上でございます。日本ほど栄養状態がいい国はございませんが、彼女らが一〇代の後半、あるいは二〇代の頃に元日本軍の「慰安婦」にさせられて、苛酷な生活を通じてこられました。その後の生活

もお尋ねすれば、本当に大変な暮らしをして年老いてこられました。みなさん大変頑張っておいでになります。

私ここにいま申請を出しておいでになる方々のコミュニティから届いた手紙——ファックスですがもっておりますが、健康だという方は一人もおいでありません。四人出しておられると申し上げましたが、四人のうち二人は末期ガンでございます。それでそのターミナルセンターの場合、お金をどうするかというところ。そのほかどういことが起こってくるかといえますと、健康な方でしたら司法省の検事さんのところへ行つて、インタビューを受けることが出来るわけなんです。しかし寝ておられます。私も二度ほどお尋ねしましたがほとんど口がきけないんです。そうすると検事さんのところに行けませんから、検事さんに病院へ行ってもらわなければなりません。同時に入院している費用が一日五〇〇ペソ（約一〇〇円）ですと毎日かかるんです。そのお金がな

いんです。そういう状態でしょっちゅう退院しろといわれる。時間がかかっているのは検事さんに何日の何時に病院へ行って頂けませんでしょうかとか、そうすると証明書が一枚足りないと言われて、ご承知のように島でございますから、そうそうたやすく行けるわけでないとか、郵便は大体マニラ市内でも一週間で届かないとか、というようなことがございまして、本当にお一人お一人の問題で、時間がかかる認定作業だなというのが、この八月以来の実感でございます。

お答えになりましたかどうか。「慰安婦」ではないという方の判定は、フィリピン政府のタスク・フォースがするわけでございます。その結果この方はそうでないという認定が——まだそれはございせんが、そういうことも将来あり得ると思っております。そういう時もお一人お一人の状況をよく調べて対応していく以外にないと思っております。

それから歴史の教訓とする事業は和田先生の方が

ら。いまスタートしたばかりですよ。

和田呼びかけ人

いま有馬さんからフィリピンのお話が詳しくありました。韓国では認定の問題は事実上存在してありません。すでに韓国政府が認定をしまして、政府がすでにそれぞれの方に一時金および毎月の給付を行なっております。大体一三〇人ほどの方です。その内六〇人くらいの方が公然と社会の前に現われて、ご自分をさらして日本を批判しておられますが、それ以外の七〇人くらいの方はまったく沈黙しておられました。政府の福祉事務所のようなところを通じてのみその方々に接触できるといふ、お名前もまったく判らないという状態でございます。ですから韓国の場合、認定作業はフィリピンのような困難なことがございまして、実施するんならすぐ実施できる状態であります。それぞれの方は認定を受けた証書それぞれ持っておられます。その点でも非常に

簡単なことでございます。

歴史の教訓の事業のことですけど、Bさんがおっしゃったように一年出来ていないからなんだとおっしゃるのはよく分かります。しかし率直なところ「慰安婦」関係資料委員会というのがようやく出来ましたところです。基金内とそれから基金外の研究者が入った委員会がようやくスタートいたしました。事業の内容を決定したところであります。非常に遅れておるといのはその通りですが、ここで一つ弁解になるんですが、基金はもちろんエネルギー貧困対策、基金の和田事務局長以下スタッフの方がおられますけれど、あと呼びかけ人、理事、運営審議会委員、みなフルに働いているわけでございますが、仕事が非常に多いわけで、運営審議会はとくに大変な仕事を担ってやってまいりましたので、このフィリピンへの給付に至るまでのプロセスは、首相の手紙を頂くまでも大変なことございましたから、歴史の問題、資料の問題は非常に最初から気になっておったんで

すけれど、取り組めなかったわけでございます。

これはどうしても基金以外の専門家、歴史家の援助を得なければ出来ないわけでございます。現在のところ資料委員会に参加して頂いている外部の方は五名でございます。名古屋大学の倉沢さん、千葉大学の泰さん、筑波大学の波多野さん、山梨学院大学の我部さん、東京大学の浅野さん、そのような方が加わって頂いております。私たち吉見さんとかその他の方に参加して頂きたいと思っておりますけど、今日までは出来ておりません。

現在のところは聞き取り調査も考えておりますが、資料については防衛庁の戦史室関係、とくに旧日本軍の軍医局長であった方の資料とか、そういうものを目標に定めております。それからアメリカでの調査資料、沖縄での調査資料なども考えているところです。率直に言って政府から出てくる資料は、現状では簡単に出てまいりませんので、これを出していくためには、相当の努力が必要になってくるだろう

と思っております。繰り返しますが、これは基金以外の専門家の援助を得なければ出来ないということでございます。

基金の歴史資料事業は、五年間の計画でスタートすることにしました。委員長は現在、運営審議会の委員長高崎さんが兼務されている有様ですね。高崎さんも大変な負担になっているわけですが、そんな状況です。

韓国にどういった、どういう手帳であったかというのですが、これはいろいろな形でこれまで接触しておられる方々、いろんな運動のグループの方々からお話しを伺い、援助を頂いてお目にかかりました。すでに六〇人ほどの方々のお名前も分かっていますので、そのような方々にお尋ねするようなこともしたわけでございます。

三審目の不幸な溝を作ってしまうということが、一番問題ではないかとおっしゃった点は、まさにそういう問題がございます。私が思いますには、ある

意味では溝が出てくるとか、対立が出てくるということは、われわれの営みのなかでは避けられないことで、出てきたときは、それをどのように乗り越えていくかを考えていかなければならないと思います。

たとえば、日本にあることを要求する人々が現われた場合に、その人々が構成する集団全体が、一致した要求を突き付けているような場合は、そういう形で対処することができそうですが、「従軍慰安婦」問題につきましては、全員の方が文書をもって一致した要求を出しておられるということにはなっていない。いろんな要求があり、人々によっていろんな状況がございます。そして一番マキシマム（最大）の要求に対して、日本政府が直ちにばつと答えられるのであれば非常に簡単ですが、どうしても日本政府あるいは日本国民の側の出す回答がマキシマムな回答に届かない場合は、当然それを受け取る人と、それを拒絶する人の間に意見が分かれてくることになるわけがあります。

その時、そのように分かれてくるんだっただら回答を出さないほうがいい、ゼロ回答でいいとはならないわけですね。われわれとしてはマキシマムな回答がなくても、なんとか歩み寄った回答を、一〇〇%いかなくても六〇%の回答ではいいやだという人と、六〇%の回答でも受け取ろうという人が出てくるのは止むを得ない。問題はその時に、その対立をどのようにして致命的にならないように、人々の心が離れ離れになっていかないようにする知恵を働かしていくことではなからうかと。

いま有馬さんがご説明になったフィリピンの例は、そういう素晴らしい例ではないかと思っております。ですから不幸な溝を作るといことはなんとしても避けたいのですけれど、しかし現実にはそういう問題が出てくるとすれば、どのようにして不幸な対立を生まないように、まわりの人間はどう努力していくかということ、考える必要があると私は思っております。

司会 いかがでございましたか。

C 高槻市からまいりました。「高槻むくげの会」という在日朝鮮・韓国人の子ども会活動であるとか、識字活動であるとかを軸にしている会です。

高槻市に高槻解放共闘というのがあるが、そこで市職労とか教組、全通とか、むくげの会も一緒にあって、民間基金の問題が出て、受け入れられないという雰囲気の中で、ちょっと考えていこうじゃないかということ、昨年の一二月に集会を持ったんです。こういった集会だったかという、推進派の方と反対派の方を呼んでやりました。

推進派の方は、フィリピン人の裁判を行なっている高木健一弁護士に来て頂き、反対という立場でフィリピン人の元「慰安婦」の支援活動をしているルナスという団体の原田恵子さんのお二人を呼びまして、パネルディスカッションして頂きました。そ

ここでいろいろ民間基金に厳しい問題があるというところで、もう終わってしまうのではないかと、年老いておられる被害者の方が、反対、反対といって民間基金までつぶしてしまつて、なにかも終わつてしまつていいのか、とか厳しい議論をするなかで、集会の中では結論というのは出なくて、まず問題提起として元「慰安婦」のことを考えていこうじゃないかということになりました。

解放其間の中でも、賛成、反対、いっぱい議論があつて、具体的になにをやっていくか、前に進んでいなかったんですが、とにかく集会の内容をリーフレットにしようということになりました。むくげの会のなかでもなんで民間なんやという、女性の立場からもうした思いもあつたんですが、やっぱり残された時間のなかで現実を考えた時、被害者の方にいま必要なのはなんなのかと考えた時、やっぱりもう民間基金しかないんじゃないかと、高槻市のなかでリーフレットを使って理解を広めていこう、高槻

市にも呼びかけでいきたいと思つてアピールをさせて頂きました。

司会

そのような運動を若い方にやって頂けるのは、本当にありがたいと思います。私なんか戦中派なので若い方々にこれを理解して頂くのは本当に大変じゃないかと。あなたたちの時代じゃなくて前の時代のやつたことなのに、前の時代に早く解決をしておかなければいけないことなのに、なかなか出来ないというのは悲しいことだと思います。

横田審議委員

Cさんのように非常に率直に、問題から目をそらさないで正面から取り組むという姿勢は大変大事なことでうれしく思います。Cさんが率直におっしゃった、述べておられるという気持ちは、おそらく基金に関係している私も含めてみんな持っていること

なんです。一番いい解決方法が実現するのであればそれを求めてやれると思いますが、それがきわめて難しい。難しいといって何もしてないんだろうかと悩みつつ、和田先生がおっしゃられたように、出来るところからとにかくやらなくてはいけない、政府にもやれるところまでやってもらわなくてはならないと活動してまいりまして、基金が始まった一年半前にくらべて、政府の対応も少しずつ問題に対する理解を深めて取り組んでくれていると思います。まだまだ不十分ですけど、われわれが悩みつつも、われわれの気持ちを政府にぶつけることによって、日本政府を動かす可能性、将来の力になっていくと思っています。これは大変な過程なんです、皆さんがやっておられることは決して無駄ではなくて、むしろそういうものが力となって動いていくと思います。

それからなんで民間基金なんだという疑問を私も持っています。私は国連での審議をずっと聞いてい

て、答えとして民間基金が出てきたとき、率直に言ってびっくりしたんです。なんでだろう、しかしそれしかないという。そうすると次はこれをどうするかということなんです、私の場合は国連人権小委員会のある人の意見をインフォーマルに聞きました。とくにアメリカのシャベスさんという女性の方、日本とフィリピン、韓国の被害者の方に会われている方が、いますぐ出来ることをやらなくちゃいけない。法的な議論を長々と続けている時間はないのではないかといわれて、私もそれなら出来るところからやろうじゃないかと考えたのです。

中国のファンさんという委員の方が――非常にバランスのとれた個人の資格で参加されている方が、日本国民の半数以上が戦後生まれだ。いま議論していることは戦争中のことで、政府がやったことに国民が全部責任を負うのはおかしい。政府が対応すべきだと発言された。これはある意味で正論なんです。その通りなんです。被害者の方もそれを求めている

るんですけども、私はフアンさんの意見に対して、「日本の事情に大変理解を持った発言として感謝するけれども、私個人としては、私が知っている他の多くの人たちも含めて、じゃ政府にやらせればいい、われわれの問題ではないといって受けとめられないんです。日本国民として同じ国民が過去に行なったことで、いまだ傷つき苦しんでいる人がいる中で、これは政府の問題だと切り離すことはできない」「私は私の問題として、やれることをやるべきだ」という気持ちで、このアジア女性基金に関わろうと考えている」と発言しました。

これは私の個人の意見ですから、この会場におられる方の中にもそのような気持ちを持ってもらえる方がいると思います。本来政府がやるべきことを政府がやらないから国民は何もしなくてもいいのか、いや、やらなければいけないというところで出てきている動きだろうと思います。

もう一つ付け加えますと、基金に反対している方

々の中にも、同じようになにかしなければいけないという気持ちから、結果的に基金に反対の立場をとっている方もおられるわけです。その数も決して少なくないことも知っていますが、その方たちも含めて、先ほど一応議論の形で、平行線だったけれども議論が成立した。このことが大変大事なことで、私は反対の人も含めて議論を継続しながら一番いい答えを探っていくべきではないかと思っています。

司会 ありがとうございます。他にどうぞ。

D 和田先生にお聞きしたいんですが、この前韓国にいかれて「慰安婦」の人たちとお会いになったという話をされました。数人のなかで二人は拒否するけれども、多くの方はそれを望んでいるという。今日ぼく、ここへ来た時に和田春樹さんが来ているということを知りませんでした、韓国の挺身隊問題協議会のなかでは、和田春樹さんは非常に悪者になって

ます。一〇月二八日に韓国挺対協の事務局長のユン・ミヒャンさん呼びまして大阪で集会をしました。

和田先生の発言内容が、韓国の「慰安婦」の皆さんに非常に怒りをこうているということで、内容的にどうやいうのは触れませんが、そういったことがあると、それはどっちかということとはよく判断出来ませんが、韓国挺対協はいま募金をしています。ぼくは国家の責任において「慰安婦」に対する補償と謝罪を基本に求めるということで、このアジア女性基金には反対の立場です。

挺対協の人たちが、ハルモニも年をとってきて、病気であるし、いまでも非常にしんどい目をしてます。その話を聞いた時は非常に感銘を受けました。いまなにをすべきやといいましたら、韓国挺対協のなかで募金を行ないますので、日本の皆さんに協力お願いしますと、私は主催者です。その集会で呼びかけました。何もできない日本人よりも韓国挺対協呼びかけの募金活動に、われわれ日本人が一つで

も協力していこうということで呼びかけをして、六〇名ほどの参加者の中で四万五〇〇〇円ほどの募金が集まりました。翌日は宝塚のほうに行かれて、また募金の協力を呼びかけてます。多分相当な金額が集まったと思います。今後の運動としてぼくは韓国挺対協が独自で募金をして、ハルモニを保護していくということに、日本人として今後も協力していきたい。また多くの人々に呼びかけていきたいと考えております。

司 会 ありがとうございます。

和田呼びかけ人

お気持ちには非常によく分かります。ユン・ミヒャンさんとはだいぶ議論をしましたので、私も日本政府の手先というふうになっております。日本政府の手先の和田がくるから韓国外務省は会うな、和田と高崎は日本政府の手先だから会うなと、挺対協の方

では韓国の外務省にいわれたようです。

私はノービザで韓国に行けたのは初めてです。ずっと韓国との関係は悪かったですからね。そういうことはいいんですが、ユンさんとはだいが議論しましたからご批判もわかります。ですから具体的論点で議論していきたいと思います。

いまおっしゃった気持ちはよく分かりますけれども、それでは私の方から一つ伺わせて頂きたいのは、韓国で募金をなさるといふのは、ユンさんたちは、ハルモニたちが日本の基金からのオファーを受け入れない、拒絶する。しかもその人たちの立場が大変だから民族の立場から、その人たちを支える。その人たちの闘いを支えるために、募金をして支えようというわけですね。

日本の基金が出してくる二〇〇万円を受け取らない言っておられるのだから、われわれの方で二〇〇万円を集めて差し上げましょうという考えですね。つまり韓国の被害者たちは、日本政府の出す不十分

な偽りの解決を拒絶して闘うんだたら、その人たちを援助するという形で日本政府を追い込んで、日本政府を屈服させて、本当の解決に至るようにするという意味で、この募金に込められているというふうにするのは——私は韓国の方の運動としてはよく分かりますし、あるいは日本人でもそうされるという立場もあるかも知れません。それはそれでいいのですが、それじゃ日本人の立場としてはどうなるんでしょうか。日本の国家の在り方に対してわれわれは責任を負っているんでして、日本の国家の政策を変えるための努力というのはどういうふうにして可能なのか、という問題ですね。これをやはりしなければ韓国の募金に募金するというだけでは進まないと思ひます。

韓国の側で挺対協が募金をされるのは、それでよろしいけれども、その募金にもし応じていかれるとすると、じゃ日本政府を変えていくための努力はどういうふうにして可能か、しかもそう遠くないうち

に、どういうふうにして変えられるかということを考えておられない。その責任はわれわれ一般日本人は負っているのではないかと思います。どのように考えておられるのかということを、逆に申し上げたいと思います。

D ぼくね、和田先生と日本国家について論議したら絶対負けると思いますが、ぼくは若いときに和田先生の話を聞いて、とくに日韓問題について感銘した部分があります。いまはちょっと違いますが、で、国家の補償をどうやっていくんねんて具体的に論争して、前におる先生方のほうは、たぶん勝つと思います。ぼく負けると思いますが、ぼくのいうてんのは、国家補償による「従軍慰安婦」の人たちに対する補償と謝罪を、徹底して求めていきたい。ぼくはひとつもアジア女性基金に反対していませんやろ。ぼくは慰対協の募金の呼びかけに協力していきたいし、それを呼びかけていきたい。もちろん口

本人として日本政府に対してもそのことは訴えていきます。

ただ自民党政府は、この前も国体の問題か国籍条項の問題かしらんけれど、自民党の議員が在日韓国人に対して日本に帰化したらええとか、そんな発言をする自民党政権の中で、橋本首相の手紙を前におられる方は喜んでというたら表現悪いですけど、そんなことでええんかなと思いますね。国家補償を考えたときに、日本の国家の在り方がね、いまの政治状況の中で変化するのには目に見えています。ぼくら一般の労働者、市民としてなにか出来んねんというたら地道な運動しか出来ません。そういったことで、この場でアジア女性基金に喧嘩売ることもありませんから言いませんけど、ぼくは慰対協のユニ・ミヒヤンさんと大変仲がいいです。私個人の気持ちとして慰対協の運動に賛同していきたいと考えているというだけです。

司 公

どうもありがとうございます。いろいろな立場
がおりになると思いますね。

に 西成の区役所で働きます。

今日はせっかくの機会なのでいろいろ聞きたいと
おもいますが、ぼくもこの国民基金ができてから、
自分とこの組合で青年部を担当しておりますので、
青年部のメンバーといろいろと話してたんですが、
高齢化されていることで一刻も早くやらなんのと
違うか、これまでほっといて、急にいまになって、
ちよっとおかしいなと思ったんです。国家補償の問
題もいろいろ論議しました。前の先生方はアジア女
性基金を国家補償のほうにつなげていこうとしては
るということなんですけど、それが本当につながっ
ていくのか。

政府の考えは変わってきていると言いますが、実
際は橋本龍太郎さんのこの（パンフの手紙の）なか

でも「軍隊が関与した」と書いてるだけで、「組織
的な犯罪であった」と書いていません。政府は法的
に認めないということですが、そうしたなかで二人
三脚でやっていくといわれますが、逆にあいまい化
につながるのではないか。

ぼくら「軍隊慰安婦」、性奴隷のことは知りませ
んでしたので、自分らが学習すること、まずその
ことを知ってもらおうとやってきたとき、論点にな
ったのが国家補償につなげていけるんかということ
が見えないということです。

資料についてもまだ緒についたばかりだとありま
したが、資料をもっと発掘すべきやというのが審議
委員会さんらの意見やと思うんですが、政府の方は
この八月一五日でもう発掘はしないという発言をし
てますね。出てきたものは保存するが、新たに発掘
はしない。日本軍が組織的に行なった戦争犯罪を追
求していく形をとらないような発言してるんです
けど、そこところで政府との間でせめぎあいがあ

るのかということと、五年間という期限を切ってるのはなぜかということです。

もう一つ、政府は法的責任は解決済みやといいます。道義的責任の上でも国の補償を求めていくことは可能やということなんです、具体的にアジア女性基金としては、政府と二人三脚ということで、法的なところまで求めていくことを考えておられるのか。あくまでも道義的なところでの国家補償が最終目的なのかということです。

道義的な責任だけで国がお金を出すというのであれば、たとえば性奴隷にされて、亡くなった方の名誉回復とか、悪いことしたんやから払わないかんということだけでは、日本軍の行なった戦争犯罪ではないとあいまい化される、そういうことについてはどうなのかと思います。女性基金がこれからの国家補償につなげる運動として見えてこない。そのへんを教えて欲しい。

和田先生の話で感じたのは、当事者に受け取って

もらうために奔走しているみたいなイメージがあって、本人が受け取らない理由を受けとめて、そのことを政府の側に伝えて変えていく動きのほうが大事と感じました。

今日のパンフは二冊目で、日本軍の性奴隷がどういう経緯で行なわれたのか、日本軍の犯罪ということが政府との共同作業だからありません。一九頁に「寄付して頂いた方を訪ねて」のなかで、「国と政府を分ける必要はないでしょう」とありますが、国の責任がばやけると感じたんです。次の二〇頁で「戦前から日本に住む在日韓国人として」で、なぜ韓国人が寄付しなければならないのか、「犠牲者は韓国人だけではない、大東亜共栄圏といわれた地域全体で女性たちが苦しんだ」とありますが、個人の意見としても、日本は加害者だと考えさせるような、違う文章をのせるべきではないか、ちょっと適切ではないのではと感じたんですが。

司会

いまのところは贈金者からのメッセージというところでお蔵せしているわけなんですよ。

和田呼びかけ人

基金のしていることは、問題をあいまいにすることにつながるのではないかとのお考えですが、これはさっき出てきた問題と関係します。つまりファイナル（最終的）に一体われわれは何を求めていくのか、ファイナルに実現すべきものは一体なんなのかということが一つ。それでそれとの関係でいくと、その手前に来ている、そこに達しない解決法を暫定的にしる提出すると、これはあいまいになる。本来の解決を遠ざけるといふ問題ですね。

しかしゼロよりはそれは前進だという問題、日本の社会にはここに来ておられる皆さんのお考えとは違う、「従軍慰安婦」というものは商売でやったたのであって、そこにはなんら強制的な措置もなく、

強制という措置がなければ、「従軍慰安婦」の問題のことなど取り上げる必要がないという意見が、いまものすごい勢いで行なわれていますね。

今晚、「朝まで生テレビ」という番組で、そこにそういう意見をもった人たちが相当登場します。五〇人の日本の元兵士の方も登場される。どういふことをいわれるか非常に注目すべきことだと思えますけど、「従軍慰安婦」問題は存在していない、なんら謝罪も補償も必要ないといっている論者もそこに登場します。ですから日本国民の中にはそういう意見もあるということ。そういう意見を持った政治家もいるということ。そういう人たちが存在するといふなかで、問題を提起して動かしていくといふことは、ゼロから前へ前進していくということ、それから本来望まれる解決があるとすれば、それから考えればあいまいだといふ問題と、その間に由ずりになってあるという状態ですよ。

そういう矛盾を絶えずはらんでいるのではないか。

だからそのなかでもがきながら前へ前進するしかないのではないかと思うんです。一朝にしてなにかこの社会が変わってですね——という解決がよいのか、実のところよく分からないんですが、解決があるとして、それを実現する政府がばつと出来て、それをやってくれるんなら、それはよいと考えるのは幻想じゃないでしょうか。われわれが目の前に見えている、われわれの選んでいる政府になにかをさせていって、そして前進していく以外にこの社会では実現できないんじゃないかと思えます。

それでいろんなことをおっしゃられたんですけど、基金に何を望んでいるのかということですが、基金は道義的責任に基づく事業をするということで、先ほど有馬さんが冒頭に述べられた事業をするというのが、基金です。

基金に関わっている人間が、最終的に何を望んでいるかということは別問題ですが、それは人によってさまざまです。私は道義的責任に基づいて、でき

れば政府が直接個人に対してなんらかのお金を支出出来るような形が望ましいと。みんなが望んでおられますからそれが望ましいと思いますけど、現状ではそれは出来ない。基金が活動していった時に、将来なんらかの形で出来ればよいなあと思っていますが、それには、たとえば強制連行の人の問題であるとか、七三一部隊の問題であるとか、そういう問題がまだまだ存在しますから、「従軍慰安婦」の問題についてももっともいろいろな問題がありますけど、いまのような形でだんだんそういうところへ近付いていければなあと思っています。

しかし基金に対して道義が見えないとおっしゃって、基金に明確な道義を示せとおっしゃってもそれは無理です。基金は政府と協力していまのように限定した目的で進んでいる組織ですから、基金にそれを望んでも無理です。基金がそのように存在して、何ごとか成し遂げていくということを、国民がどのように活用するかという問題です。「従軍慰安婦」

問題については、日本の国家、社会が道義的責任があるということを認めているわけですから、これを全国民のものとして認識して、みんなが国民的に償わなければならないという気持ちになって、これを支持するような状態に日本がなれば、私は日本は変われると思います。次のことも可能になると思います。基金にその道筋を求めても、基金はいまの活動を続けるという答えしか出てこないんです。

基金からみなさんの考えるもっと大きな解決に向けて、道筋をつけるとすれば、それは基金以外の人たちの運動だと思います。基金を活かすのは持さんだと思います。

それでパンフレットについて質問がありました。パンフレットはあいまいになっておるということで話がありました。このパンフレットは二冊なので、一冊は見えて頂いたでしょうか。最初のパンフレットに「従軍慰安婦」についての基本的な考え方を述べています。

パンフレットで在日韓国人の方が述べたという言葉について、これはあいまいではないかとおっしゃったわけですが、実はこの在日韓国人の方は、私の町内に住んでおられる方で、私がお話をうかがいまして本当にショックを受けました。この話を聞いて日本人として非常に恥ずかしい思いをしたわけです。こういうふうな在日韓国人の人が言って、日本名でこの方は一〇〇万円寄付されたんですよ。恥ずかしいことですね、われわれとしては。私は日本人としてはここから想像力を発揮すべきではないかと思っています。それからもう一つの問題は老人ホームに入っておられる方が、寄付されたことですね。この方も一〇〇万円以上寄付されているんです。やはりその気持ちというものは受けとめなければいけないと思います。基金に寄付されている方は、非常にみなさん多額の寄付をされています。私は最初にしたことは、なにか困った人がいるから、軽い気持ちでお金を出すというふうでは困るなあと思っ

ていましたけれど、基金にお金を寄せてくださる方は、非常に真剣にお金を出して下さっているということですね。自分の身にこたえる、存在にこたえるようなものとして、これを撮ってくださいと思っています。

有馬副理事長

すみませんが、明日仕事があつて帰らなければなりません。さきほどからDさんとEさんのお話を伺つておりまして、ちょっと感じたことを一、二申しあげさせて頂きます。

さきほど和田先生からもお話がありましたように、日本はそんなにいい状況ではないと私も思っております。私は国連の婦人の地位委員会というところから一九八六年から関わっておりますので、わりあいの国際社会で、この問題が取り上げられた当初から横田先生同様、見てきたと思います。

それでこのように声をあげて下さった韓国の方に

よって、私たちの知らなかったことを突き付けられたということがありました。じゃ私たちに何が出来るんだということで、私は私なりに政府にこの問題にきちんと対処するべきだと手紙も書き、訴え続けてきました。同時に各政党に対しても、国会議員の方々に對しても、法律を作つて欲しい、戦後補償法とか、そういうものを作つて補償をやつて欲しいと、いろいろ訴え続けました。反応はゼロでした。正直に申し上げて、すべての政党からなんの答えもありませんで、なんの動きもありませんでした。私の実感としては、唯一動いたのは、このアジア女性基金です。

その他、試みとしては弁護士は今村先生が、ご自分で戦後補償の立法をお作りになつてゐる、あと二、三、国際法の先生がつくつておいでになるものもございますけれども、正直に言つて、日本の国会議員というのは、人権の問題、人権と国際法は票にならないということだそうですが、こういうことには見向き

もして下さいませんでした。私は女性問題の側からここに参加した人間でございますが、かなりの絶望感を持っております。

というのは、女性問題に関しても非常に動きが鈍い。このことも私たちは一九七五年以来、問題提起をしてまいりましたが、女性の人權問題についても非常に動きが鈍い国だと理解しております。そういう中で、国家補償はどうかということに関しては、率直に申し上げまして、基金の呼びかけ人、理事、運営審議会委員の中には国家補償に関する考え方は人によってまちまちでございます。個人的にいろんな立場の方が参加をしております。いろんな立場はあるけれども、しかし当面いま私たちに出来ることは、これではないかということで参加された方は、かなりであると、このあと、この問題をどういうふうにつなげていくかについては、それぞれの方が考えは違っているのではないかと。いろんな道をそれぞれお持ちになっているんじゃないか、これをやったら

いいんじゃないかとみんながそれぞれ考えを持っておいでになると思っています。

ちなみに挺対協のシン・ヘスとは長い付き合いでございますけれども、挺隊協は、昨年岩波の「世界」での和田先生らとの往復書簡の中で、挺対協は、「従軍慰安婦」問題というのは二〇〇年かかるといふふうに言っておいでになります。

この問題を解決していくには二〇〇年かかるであらうと。それくらい根の深いものです。法的な問題とか、民族感情の問題とか言い始めると。しかしそのような長い年月がかかっても、この問題を正面から取り組んでいかなければならないというのが、挺対協の立場だと私は理解しております。ですが二〇〇年待つということとは、当然出来ないわけで、そのなかでそれぞれの立場の方が、それぞれの努力をするのだと思います。それは基金の中で努力する人もあり、反対ということで努力する人もあり、それは立場によっていろいろで、いろんな立場があっ

ていいんじゃないかなと私は思っております。

あと最後に一言申し上げたいのは、私は女性問題から取り組んだ人間ですから、現在の女性問題の解決を非常に大切なことと考えております。八月の終わりから九月にかけてスウェーデンのストックホルムで、児童の売買に反対する世界会議というのがございました。私は政府代表として行ってきました。その中で二つぐらい感じたことがあるんですが、一つは、この会議は、政府とNGOと国際機関が対等の立場で協力して主催した会議なんです。そういう時代に向かっているのです。

政府とNGO、児童売買にずっと反対し続けてきたNGOで、関西にも関西エクパットという素晴らしい団体がございます。そういう団体と、国際機関はユニセフ、それと政府代表、二二〇カ国ぐらいが参加しました。それが一緒になって、この問題をなんとか無くそうと取り組んでいる、そういう時代に動いてきているのです。国の垣根というものが低く

なって、国と国をつなぎながら活動するNGOの役割が大きくなってきていることを感じました。

もう一つはやはり日本の男性の行動、全部とは申しません。一部の男性だと思いますがひどすぎると思います。東南アジアを中心に「買春」と私たちは申します。売春は売る春と書きますが、買う春でございます。とくに児童を対象に、フィリピンでも、ある大学の助教授と医者が捕まっておりますけれども、七歳、八歳、九歳という子どもを連れ込んで、その子どもたちを裸にして、性的ないたずらをして、それをポルノに撮って、そのポルノを売るといって、本当に恥ずべき行為をしております。

タイでもそのような日本男性が捕まっております。そういうことが放置されている日本、タイからもフィリピンからも、そのことを指摘され、台湾からはいまや日本のマンガとポルノ雑誌が流れてきている。なんとかしてくれということをも指摘していわれるというような状況があります。

こういう問題はどこか根のところで、「慰安婦」としてよその国の女性たちを日本の軍隊の「慰安婦」にしたということとつながっているのではないか。私はこれは民族差別と女性差別の問題だと思っており、ますけれども、その構造と問題にも私たちは正面から立ち向かっていかなければならないと思っています。

児童売買春に関しては、私たちはなんとか法律をつくることが出来るように、いま努力している最中でございます。このように現在の問題も取り組んでいく必要があると思っています。これで失礼させていただきます。本当に今日はありがとうございました。

司会

NGO関係で資金援助を申し込まれる方は、どうぞ申込書がありますから申し込んでください。

D 私は「アジアの平和と女性の役割ネットワーク」

で活動しています。「アジアの平和と女性の役割」という、日本で南北の朝鮮人と在日と日本人が一同に会した国際会議が開催されました。これは非常に幅の広い層を集めて、女性だからこそ出来た集会だったと思うんですが、その名前をとって作った組織です。

私は日本で、加害の国民と被害の国民がどう連帯するかということを追求してきました。向き合うということは、ほんとうに並大抵のことではありません。その中でコンサートをしたり、いろんなことをやってきながら活動してきましたけど、私はこの問題についても共通点を大事にしてどう問題を深めていくかということが大事だと思います。募金活動ということもいいことも分かりますが、それより溝を深めることになるのでは、それはよくないことではないかという気がします。

私はこういう報告集会が東京であったときに寄せて頂いて、その時に宮崎勇さんという方が発言され

て、私は大変感動しました。自分は政府の手先ということをやっているのではなく、一人の日本人として人間として戦争に行った男として、こうして参加して活動しているんだとおっしゃいました。その方が、この基金に反対の方々によくない気持ちも抱いたことがあったけれども、よく考えてみるとほんとと同じで、国家補償を実現したいという思いが強くあるから、反対しているのだということに思いが至ったとおっしゃいました。

私はこの謙虚さに大変感動したわけです。私は先ほど日韓連帯のこととしましたけれども、基金というのが出てきて、これまで深めてきた日韓連帯の気持ちに溝が生まれました。けれどもこれで別れてしまうのではなく、これまで進めてきた共通点を大事にしてもう一回関係を修復することが出来ないかということ、向こうからも、こちらからも関係を戻そうということで努力をしています。

先ほど有馬さんがおっしゃいました、国会議員

は大変人権感覚が薄いとおっしゃいました。私も同感ですけど、誰一人としてこのことに答えてくれなかったとおっしゃいましたけれども、そうではないと思っています。この関西アジア平和と女性の役割というところで、参議院議員の清水澄子さんと呼んで、戦後補償の問題、とりわけ「従軍慰安婦」問題で話を聞きました。男の国会議員を相手にして悪戦苦闘して、その事実さえ認めなかったことを国会の場で認めさせた。河野官房長官の時代ですが、その努力を目のあたりにするような感じで聞きました。一人もいなかったのではなく、そういう人との出会いを見付けてほしいと思います。

もう一つ、私は「従軍慰安婦」の人に直接会いました。そのとき崇高な人間性というものに触れて、私たちの気持ちを伝えることができるのではないかという確信を持ちましたので、今後努力していきたいと思っています。

司会

清水さんは私も応援しておりますので、よく分かっております。

最後に司会なのですが、私からちょっと発言させて頂きたいと思います。和田先生とご一緒に「従軍慰安婦」の方に何人もお会いしてきました。彼女たちはもう年分的にも七〇過ぎてる方が多いんです。自分が「従軍慰安婦」であったことが故郷に帰って分かってしまった時に、兄嫁から追い出されてしまった。それで郷里から離れていま一人で住んでいる。けれども日本の総理大臣の手紙をもらえれば、これは自分が好きでなったんではないのだと。その方は写真を撮りにいった時、帰りに山の中で連れていかれたという方なんです。自分の責任ではなかったんだという、総理のお詫びの手紙を持って、もう一度故郷に帰りたい。故郷に帰ってみんなに見せたい。そして自分の無実を晴らしたい。それじゃないと、私はお父さん、お母さんと一緒のお墓に入れないん

だと。せめて死んでからお父さん、お母さんと――結婚していませんから、一緒の墓に入れて頂きたい。いまのままでは、勝手に「慰安婦」になったように解釈されていて、きかないのなんのと言われて、郷里にも寄せてもらえない。だけど謝罪の手紙が頂けるなら、それを持って自分が死んだときにお墓に入りたいたんだと、自分はお金の問題じゃない。謝って頂くその手紙が欲しいんだと切実に訴えている方もおられたわけです。

元「慰安婦」の方のなかにはいろんな思いがあって、受け取らないという方ばかりじゃなく、手紙だけでも受け取りたいという方、医療関係だけでもやって頂きたいという方、いろんな方がいらっしゃるんですが、やっぱり韓国の中ではそういうことを口に出して、はっきり言えない状況がこざいます。ですから私は、本当にどうしてあげたらいいのか、お会いして状況が分かっているだけに悩みました。そしていつだったか、韓国の記者の方「〇人くらいと、

こちらも一〇人くらい出てお話しした時も、やっぱり一〇年かかろうと二〇年かかろうと法的責任を追求するんだとおっしゃってました。

日本も一〇〇年か二〇〇年たったらなるかも知れませんが、彼女たちには間に合わない。いま出来ることはなんなのかと言うことが、被害者の方を目前にしたとき、少しでも私たちの償いの気持ち伝わればと感じます。いまアジア基金で動いているものはみんなボランティアでやっているのです。この前も「慰安婦」の方が一人亡くなりました。だんだんこうしている内に亡くなってしまわれると考えると、少しでも老後を安らかに生きたいという方もいらっしゃると思います。基金のお金を頂いたから、裁判をやめろは言っていないのです。裁判は裁判として継続して、国民の一人一人の浄財と、政府の事業をみんな含めた形で、日本国民としてなにかしら出来たらいいなということが、私たちの思いです。

長いことありがとうございました。皆さまの解決

になったかどうか分かりませんが、ささやかなにか本当に届けたいという気持ちで一生懸命やっているのをごさいます。疑問点やなにかまだおありだと思いますが、これで終わらせて頂きます。どうもありがとうございました。

總理の手紙

拝啓

このたび、政府と国民が協力して進めている「女性のためのアジア平和国民基金」を通じ、元従軍慰安婦の方々へのわが国の国民的な償いが行われるに際し、私の気持ちを表明させていただきます。

いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。

我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

末筆ながら、皆様方のこれからの人生が安らかなものとなりますよう、心からお祈りしております。

敬具

平成八（一九九六）年

日本国内閣総理大臣 橋本龍太郎

理事長の手紙

謹啓

日本国政府と国民の協力によって生まれた「女性のためのアジア平和国民基金」は、かつて「従軍慰安婦」にさせられて、癒しがたい苦しみを経験された貴女に対して、ここに日本国民の償いの気持ちを届けたいとします。

かつて戦争の時代に、旧日本軍の関与のもと、多数の慰安所が開設され、そこに多くの女性が集められ、将兵に対する「慰安婦」にさせられました。十六、七歳の少女もふくまれる若い女性たちが、そうとも知られずに集められたり、占領下では直接強制的な手段が用いられることもありました。貴女はそのような犠牲者のお一人だと思っています。

これは、まことに女性の根源的な尊厳を踏みにじる残酷な行為でありました。貴女に加えられたこの行為に対する道義的な責任は、総理の手紙にも認められている通り、現在の政府と国民も負っております。われわれも貴女に対して心からお詫び申し上げる次第です。

貴女は、戦争中に耐え難い苦しみを受けただけでなく、戦後も五〇年の長きにわたり、傷ついた身体と残酷な記憶をかかえて、苦しい生活を送ってこられたと拝察いたします。

このような認識のもとに、「女性のためのアジア平和国民基金」は、政府とともに、過去二年間、国民に募金呼びかけてきました。ところある国民が積極的にわれわれの呼びかけに応え、拠金してくれました。そうした拠金とともに送られてきた手紙は、日本国民の心からの謝罪と償いの気持ちを表しております。もとより謝罪の言葉や金銭的な支払いによって、貴女の生涯の苦しみが償えるものとは毛頭思いません。しかしながら、このようなことを二度とくりかえさないという国民の決意の徴として、この償い金を受けとめて下さるようお願いいたします。

「女性のためのアジア平和国民基金」はひきつづき日本国政府とともに道義的責任を果たす「償いの事業」のひとつとして医療福祉支援事業の実施に着手いたします。さらに、「慰安婦」問題の真実を明かにし、歴史の教訓とするための資料調査研究事業も実施してまいります。

貴女が申し出てくださり、私たちはあらためて過去について目をひらかれました。貴女の苦しみと貴女の勇気を日本国民は忘れません。貴女のこれからの人生がいくらかでも安らかなものになるようにお祈り申し上げます。 敬具

一九九六年 月 日

財団法人

女性のためのアジア平和国民基金

理事長

原 文兵衛

呼びかけ人・役員・運営審議会委員

呼びかけ人

赤松 良子	元文部大臣	芦田 義之助	日本労働組合総連合会会長
衛藤 清吉	東京大学名誉教授	大来 寿子	大来元外相夫人
大隈 淑子	元参議院議員	大沼 保昭	東京大学教授
岡本 行夫	国際コンサルタント	加藤 タキ	コイデイネーター
下村 満子	ジャーナリスト	鈴木 健二	熊本県立劇場館長
須之部 重三	元駐韓国大使	高橋 祥起	政治評論家
鶴見 俊輔	評論家	野田 愛子	弁護士
野中 邦子	弁護士	萩原 延壽	歴史家
和田 春樹	東京大学教授		

役員

理事長 原 文兵衛 前参議院議長
 副理事長 有馬 貞吉 ジャーナリスト、国連婦人の地位委員会日本代表
 副理事長 衛藤 清吉 東京大学名誉教授

理事

石原 信雄 元内閣官房副長官

大庭 淑子 元参議院議員

金平 輝子 前東京都副知事

堀田 力 元厚生、さわかぬ財団理事長

山口 達男 元駐シンガポール大使

監事

橋本 豊 公益法人協会副理事長

榎本 庸夫 全日本自治団体労働組合中央執行委員長

金田 一郎 全国社会福祉協議会副会長

下村 満子 ジャーナリスト

宮崎 勇 元経済企画庁長官

鷺尾 悦也 日本労働組合総連合会事務局長

運営審議会委員

委員長 高崎 宗司 津田塾大学教授

副委員長 野中 邦子 弁護士、全国人権擁護委員連合会女性問題委員長

要庭 孝典 杏林大学教授

有馬真喜子 ジャーナリスト、国連婦人の地位委員会日本代表

後藤 乾一 早稲田大学教授

中嶋 滋 全日本自治団体労働組合国際局長

橋本ヒロ子 十文字学園女子大学助教授

林 陽子 弁護士

横田 洋三 東京大学教授

募金の送金方法

「従軍慰安婦」にされた方々への償いのために、みなさまの心ある募金協力をお願いいたします。

総理、各大臣、基金の呼びかけ人、理事、運営審議会委員一同は率先して募金に応じました。公職にある方々は積極的に協力してください。公職にある方々は積極的に協力してください。国民のみなさま、金額はいくらでもいいのです。お詫びと償いのしるしとして、ご家族で、職場で、募金に協力してください。

▼基金への送金は、郵便局の振替をご利用くださるのが、もっとも便利です。

郵便振替口座は

00180(3)71164

「女性のためのアジア平和国民基金」です。

手数料は加入者負担です。郵便局窓口で伝えてください。

▼もちろん現金書留もご利用になれます。この場合は、換金してくださるお気持などを書いたお手紙をつけてください。募金の拡大に活用させていただきます。

▼直接事務所にご持参くださっても結構です。事務所は土、日、休日以外は毎日あいています。銀行口座は手

数負担の問題があり、お願いしておりません。

▼次の二団体も窓口になっていただき、郵便振替をお願いしています。

日本赤十字社

(振替口座) 00120(0)7060 (本社扱い)

全国社会福祉協議会

(振替口座) 00180(6)540280

振替用紙の「通信欄」に、女性のためのアジア平和国民基金あて」と明記してください。

▼このパンフレットをまだ見ていないお知り合いに見せてください。

基金では、パンフレットの二頁、Q&A形式の簡単なリーフレットも用意しています。

このパンフレットとともに、アジア女性基金事務局に郵致、送付先などを申し込んでいただきたい、お送りします。

■女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

電話 03(3583)9346

住所 〒107 東京都港区赤坂一丁目四三番 赤坂アネックス

アジア女性基金・市民との対話

1997年3月25日発行

発行者 財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原 文兵衛

住 所 〒107 東京都港区赤坂2丁目17番42号

電 話 03 (3583) 9346



財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

郵便振替口座
00180-3-71164
「女性のためのアジア平和国民基金」
手数料は加入者負担です。

○基金への送金は、郵便局の振替をご利用くださるのが、もっとも便利です。